

第七十六回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(昭和五十年九月十一日)(木曜日)
(午前零時現在)における本委員会は、次のとおりである。

- 委員長 澁谷 直藏君
- 理事 今井 勇君 理事 笠岡 喬君
坂村 吉正君 理事 中川 一郎君
藤本 孝雄君 理事 井上 泉君
芳賀 貢君 理事 津川 武一郎君
足立 篤郎君 理事 愛野興一郎君
伊東 正義君 上田 茂行君
片岡 清一君 金子 岩三君
吉川 久衛君 熊谷 義雄君
佐々木秀世君 島田 安夫君
白濱 仁吉君 染谷 誠君
中尾 栄一君 丹羽 兵助君
本名 武君 粟山 ひで君
渡辺美智雄君 角屋堅次郎君
柴田 健治君 島田 琢郎君
竹内 猛君 野坂 浩賢君
馬場 昇君 美濃 政市君
米内山義一郎君 諫山 博君
中川利三郎君 瀬野栄次郎君
林 孝矩君 稻富 稜人君
神田 大作君

昭和五十年十月三十日(木曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

- 委員長 澁谷 直藏君
理事 今井 勇君 理事 笠岡 喬君
坂村 吉正君 理事 中川 一郎君
藤本 孝雄君 理事 井上 泉君
足立 篤郎君 理事 愛野興一郎君
加藤 紘一君 片岡 清一君
吉川 久衛君 熊谷 義雄君

- 委員の異動
十月二十三日
辞任 諫山 博君 補欠選任 田代 文久君
同月二十四日
辞任 田代 文久君 補欠選任 諫山 博君
同月二十七日
辞任 瀬野栄次郎君 補欠選任 正木 良明君
同日
同日 補欠選任 瀬野栄次郎君
辞任 正木 良明君 補欠選任 瀬野栄次郎君
- 出席政府委員
農林 大臣 安倍晋太郎君
農林政務次官 江藤 隆美君
農林省農林經濟局長 吉岡 裕君
農林省構造改善局長 岡安 誠君
農林省農畜園芸局長 澤邊 守君
農林省食品流通局長 今村 宣夫君
委員外の出席者
沖繩開發庁振興局長 安達 弘男君
農林省農畜園芸局長 尾崎 毅君
農林水産委員会調査室長

- 同月二十八日
辞任 津金 佑近君 補欠選任 津金 佑近君
同日 諫山 博君
同日 津金 佑近君 補欠選任 諫山 博君
同日 諫山 博君 補欠選任 田代 文久君
同日 林 孝矩君 正木 良明君
同日 田代 文久君 松本 善明君
同日 正木 良明君 林 孝矩君
同日 上田 茂行君 補欠選任 加藤 紘一君
同日 松本 善明君 諫山 博君
同日 加藤 紘一君 補欠選任 上田 茂行君
- 九月十一日
国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出、第七十一回国会衆法第一七号)
十月十一日
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)
同月二十七日
農産物価格安定法の一部を改正する法律案(神沢浄君外三名提出、参法第六号)(予)
砂糖の価格安定等に関する法律及び甘味資源特別措置法の一部を改正する法律案(神沢浄君外三名提出、参法第七号)(予)

- 九月三十日
酪農経営の安定に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六七号)
漁業経営の危機打開に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六八号)
圃場整備事業の通年施行奨励金制度継続に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六九号)
大阪府京橋地区の場外馬券売場設置反対に関する請願(稻富稜人君紹介)(第一二六号)
十月六日
漁業経営安定対策に関する請願(關谷勝利君紹介)(第二二二号)
大阪府京橋地区の場外馬券売場設置反対に関する請願(東中光雄君紹介)(第二六〇号)
同(井岡大治君紹介)(第三三六号)
かんしよ及びかんしよでん粉価格の引上げ等に関する請願(山中貞則君紹介)(第二六一号)
同月十三日
乳価の引上げ反対及び二重価格制度の制定に関する請願(中野雅弘君紹介)(第六〇二号)
同(増本一彦君紹介)(第六〇三号)
同月十六日
魚価の引上げ反対及び二重価格制度の制定に関する請願(石母田達君紹介)(第六九六号)
昭和五十年産米穀の政府買入れ数量限度引上げに関する請願(伊東正義君紹介)(第七五〇号)
大阪府京橋地区の場外馬券売場設置反対に関する請願(浅井美幸君紹介)(第八〇三号)
同月二十八日
水田総合利用対策における葉たばこの取扱いに
関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一一五六号)
太平洋中型さけ・ます流し網漁業に係る漁獲物の陸揚港の選定に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一一五七号)
昭和五十年産米約限度超過米の政府買入れに関

する請願(鈴木善幸君紹介)(第一一五八号)
同月二十九日

中国産輸入羊腸の消毒免除に関する請願(吉田法晴君紹介)(第一三五四号)
は本委員会に付託された。

十月二日

農業基本政策の確立等に関する陳情書(岡山県小田郡矢掛町議会議長江尻親士)(第七〇号)
圃場整備事業の通年施行奨励金制度継続に関する陳情書外三件(北海道議会議長官本義勝外三名)(第七一号)

農業構造改善事業の充実強化に関する陳情書外一件(福岡市中央区天神一の一の八福岡県農業構造改善対策協議会長藤本巧外一名)(第七二号)

市等の公共用地取得促進のための農地法施行令の改正に関する陳情書(近畿市議会議長会長綾部市議会議長民内清道)(第七三三号)

沖繩県産さとうきびの最低生産者価格に関する陳情書外十九件(沖繩市議会議長高江洲栄外二十五名)(第七四号)

麦の生産振興に関する陳情書(網走市議会議長鬼塚勝)(第七五号)

果樹所得共済制度の実施に関する陳情書(四国四県議会議長代表愛媛県議会議長吉岡眞吾)(第七六号)

てん菜振興に関する陳情書外三件(網走市議会議長鬼塚勝外三名)(第七七号)

国内産そば増産対策に関する陳情書(東京都中央区日本橋兜町二の四七全国乾麺協同組合連合会長稲森泰蔵外三名)(第七八号)

漁業経営の安定対策確立に関する陳情書外九件(山口県議会議長吹田外十六名)(第七九号)

林野事業の振興対策に関する陳情書(松山市一番町愛媛県市町村林野振興対策協議会長増田純一郎)(第八〇号)

林業労働者の救済対策に関する陳情書(四国四県議会議長代表愛媛県議会議長矢野弁

介)(第八一号)

大阪府京橋地区の場外馬券売場設置反対に関する陳情書(大阪府城東区蒲生町三の六〇場外馬券売場設置反対協議会長藤田利貞)(第八二号)
同月二十一日

荒廃農地の活用対策確立に関する陳情書外一件(中国五県議会議長代表島根県議会議長松本芳人外八名)(第一三一号)

農業災害補償法の改正に関する陳情書外一件(中国五県議会議長代表島根県議会議長松本芳人外八名)(第一三二号)

水稻のかめ虫被害対策確立に関する陳情書(岡山県久米郡久米南町議会議長本郷毅)(第一三三三号)

果樹所得共済制度の実施に関する陳情書(中国四国九県議会議長代表島根県議会議長松本芳人外八名)(第一三四号)

沖繩県産さとうきびの最低生産者価格に関する陳情書外三件(具志川市議会議長仲本景美外三名)(第一三五号)

昭和五十年産てん菜及びばいしよ等の価格に関する陳情書(北海道網走郡東藻琴村議会議長厚海武士)(第一三六号)

昭和五十年産てん菜最低生産者価格等に関する陳情書(北海道斜里郡斜里町議会議長宮内武)(第一三七号)

昭和五十年産いも、でん粉基準価格等に関する陳情書(北海道斜里郡斜里町議会議長宮内武)(第一三八号)

中国産羊腸の輸入消毒免除促進に関する陳情書(東京都品川区西五反田一の三二の六日本羊腸輸入組合理事長松永春吉)(第一三九号)

水産食糧資源の確保及び安定供給に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三の二二東京商工会議所会頭永野重雄)(第一四〇号)

漁業経営の安定対策確立に関する陳情書(中国四国九県議会議長代表島根県議会議長松本芳人外八名)(第一四一号)

水源県の造林事業に対する国の特別財政措置に

関する陳情書(関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長醍醐安之助外九名)(第一四二号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

農林水産業の振興に関する件(大豆、いも及びてん菜の価格問題等)

○漁谷委員長 これより会議を開きます。

国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

一、農林水産業の振興に関する事項
二、農林水産物に関する事項
三、農林水産業団体に関する事項
四、農林水産金融に関する事項
五、農林漁業災害補償制度に関する事項

以上の各事項について、衆議院規則第九十四条により、議長に対し、国政調査の承認を要求することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○漁谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○漁谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう取り計らいをいたします。

○漁谷委員長 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

大豆の基準価格、芋の原料基準価格及びてん菜

の最低生産者価格の決定等について、政府から説明を聴取いたします。澤邊農畜園芸局長。

○澤邊政府委員 先般十月二十日に大豆の基準価格を決定いたしました。

お配りしてございます資料をごらんいただきますと、基準価格は、前年比一〇・九・三、一俵、六十キログラム当たりでございますが、九千六百七十二円と決定をいたしました。御参考で、前年は八千八百五十円というものが掲げてございます。

なお、本年産は、価格の適正な引き上げを行うために、算定方式をてん菜、カンショ及びパレイショの場合と統一をいたしまして、次のように改めて算定をいたしております。

従来方式といえますのは、基準年次、三十二年―三十四年の販売価格の平均に掛けますことと、基準年次、同じく三十二年―三十四年の平均のパリティ分のごく最近月のパリティ、当時でございますと八月までわかっておりますので、八月をとるという方式をやっておりますと、一〇・六・七％という引き上げ率になります。今回の算定方式を改めまして、前年の基準価格、昨年決定いたしました基準価格に、分母として昨年の四月から八月まで、といひますのは生育期間でございます。生育期間はもう少しございますけれども、分子にとりまして今年度が八月分までしかとれませんので、一応四月から八月までを生育期間を代表させまして、昨年の生育期間のパリティの平均に対する今年の四月から八月までのパリティの平均を分子といたしましたものを掛けまして、九・三％の引き上げということに決定をいたしましたわけでございます。

以上でございます。

○漁谷委員長 今村食品流通局長。

○今村(食)政府委員 まず芋の原料基準価格の決定につきまして御説明を申し上げます。

カンショ及びパレイショの原料基準価格は前年比九・三％のアップということで決定をいたしまして、お手元の資料にございますように四十九年カンショ一俵当たり六百八十四円を七百四十七・

三円、バレイシヨにつきましては一俵当たり七百二十円を七百八十六・六円ということにいたしましたわけでありまして。従来のバレイシヨ方式でいきますと上げ幅が非常に低うございますので、生育期間中のまるまるのアップ率を見ろという趣旨におきまして、政令に所要の改正を加えて、四一八分の四一八という形の方式といたしましたわけでありまして。

でん粉につきましては、それぞれお手元の資料にございまして、引上げを図ったわけでありまして、芋の取引価格については関係者において最善の努力を行うということで、指導価格を、昨年は一千円であつたわけでありまして、農家手取り額としまして一千五百円として所要の指導を行つてまいりたいと思つておる次第であります。このため、国といたしましては、十億円を目途とした臨時特例的な助成措置を講ずることになつた。同時に、関税割当制度の適正な運用に努めると同時に、また、需給上過剰となりまして、ん粉につきましては、必要があれば政府買い入れを行いたいと思つておる次第でございます。

次に、てん菜であります。てん菜の最低生産者価格は九・三％アップの一萬二千四百四十円といたしたわけでありまして。次の算式にございまして、うに四一八分の四一八ということで算定方式を改正をいたしてございまして。

てん菜糖の事業団買い入れの価格は十八万八千六百円ということで、買い入れ価格のアップ率は一三・三％ということでございまして。

しかしながら昨年御存じのとおり三千八百六十円の奨励金を加えて農家の手取りの価格水準を一萬五千円といたしておつたという経緯もございまして、この価格に昨年と同額の奨励金を積みまして、てん菜の農家の手取り価格水準というものを一萬六千円といたしたわけでありまして。

このてん菜の奨励金の支払いにつきましては、国と企業が責任を持つ。といひますことは、企業の支払いがでない場合にありましては、国がその全部または一部を支払うという形の方針といた

しておるわけでありまして、糖価安定事業団の売買を通じて適正な運用と相まちまして、今後の事態に依り、政府としましては所要の措置を検討してまいりたいと思つておる次第であります。

以上でございます。

○農務委員 以上で説明は終わりました。

○農務委員 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。美濃政市君。

○美濃委員 ただいまの報告につきまして若干の質問をいたします。

まず第一に、でん粉の指導価格についてお尋ねをいたしますが、この指導価格というものは、どこまで行政上の責任を持つという考えに立っておるのか、それをもっと明確にお伺いしたいと思つておる。

○今村(宣)政府委員 お話の指導価格は、別に法制上のいろいろな要請あるいは根拠があるわけではございせんけれども、やはりでん粉の生産及び需要その他の諸般の状況を考えまして、また現在の現在あります諸般の制度の適正な運用を通じてその程度の水準を農家が手取りとして所得できるようにすることになつたという、そういう趣旨のもとに、国がそれぞれ所要の関係団体に要請をいたしまして、関係団体としてもそのような努力をするというところに相なつておる価格の水準であるというふうに考えております。

○美濃委員 関係団体が努力をして、まあ指導価格ですから、原料バレイシヨあるいは原料カンシヨについては指導価格を支払ひないさい、こういうふうになるわけですが、ここに告示価格が出ておりますが、そうすると指導価格にして計算すると、カンシヨ、バレイシヨでん粉は何ばになるのですか。

○今村(宣)政府委員 指導価格をベースにいたしましたでん粉の価格は、いま数字をチェックいたしておりますので、それができますれば申し上げますが、先ほどの御説明に敷衍しまして、若干申し述べ

べさせていただきますと、私たちは指導価格千五百円を農家にお払いするというところにつきまして、実は全農系統とも十分その点をお話し申し上げたところであり、また農協系統以外の全農連、商人系統の工業組合とも十分お話しを申し上げ、それから同時にでん粉を使いますブドウ糖工業界の方とも十分話をいたしまして、なかなか本年は苦しいけれども、千五百円を支払うようにするというベースの上に立って、指導価格を千五百円といたしておるわけでございます。あるいは非常なへんばなところでございますとか、そういうところはないかなかなか千五百円を払うことはむずかしいかと思ひますけれども、主要なる主産県及び大部分の地域におきましては、そういう水準で価格が支払われるものと考えております。

なおまた、そのためには、国といたしまして十億円をめぐらして所要の奨励措置を講ずると同時に、でん粉の需要の状況によりまして、たとえばバレイシヨでん粉を数万トン買入というようにして市場価格を維持するといふふうな措置も講ずる。あるいは、御存じのとおり、カンシヨでん粉につきまして糖化用に関税ゼロのコンスタールを割り当てておるわけでございますから、そういう割り当て比率の適正な運用等によりまして、そういう水準が維持されるように努めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○美濃委員 いまのお話の中で政府が一定量を買ひ上げる、私の想定でもそうなるのではないかと申すわけですが、その場合、千五百円の原料価格で計算すると、バレイシヨでん粉は大体一トン十五万円ぐらいになるのではないかと思ひます。

ここに書いてある五十年の政府買い入れ価格は十一萬一千五百四十円、指導しておるのだから十五万円で購入ということですか。それともこの差額は、どういう方法で政府は見るという考えですか。

○今村(宣)政府委員 御存じのとおり、農安法で政府が過剰でん粉を買ひ上げますときには、告示価格でしか買えないという状況に相なつております。したがって、政府が買ひ入れますバレイシ

ヨでん粉について申し上げますと十一萬一千五百四十円で買入、こういうことに相なります。そうしますと、原料につきまして申し上げますと、千五百円をたえばホクレンが払わなければいけませんときに、政府の馬でんに見合います。バレイシヨの原料価格は七百八十六円ということでございまして、千五百円と七百八十六円との差額は埋まらないということに相なります。しかし買ひ入れます政府のでん粉は一部でございますから、たとえばそれが五万トンであるといひますれば、全体のうちの五万トンはそこに穴があきますけれども、そのほかのでん粉の販売努力によりましてそれをカバーして、共同計算によりまして全体が千五百円の水準が払われるように私たちとしても御協力をするし、ホクレンとしても販売努力をしていただく、かように相なつておるわけでございます。

○美濃委員 そういけばいいのですけれども、いかなかつた場合どうなるのですか。いま局長の答弁のようにそのとおりいけば、それは千五百円といふのを払つて生産できるからいいですけれども、いかなかつた場合、その指導価格について、買ひ入れのほかにいふはどうかという措置をしようとしておるのか。いけばそれでいいのです。いかなかつた場合です。そうならなかつた場合です。

○今村(宣)政府委員 私たちとしては、関係者の努力及び私たちの行政的な努力によりまして、そのようなことが実現することに努めてまいりたい、かように思つておるわけでございます。

○美濃委員 くだいようですが、その一方的に局長は言ひ切つてしまふが、ここではつきりしておかねばならぬと思ひます。それだけ局長が自信があるのあればこれ以上言わなくてもいいのです。いかなかつた場合に、いわゆる指導した農林省の責任というものを、これを私どもは追及する。いけば追及する根拠はなくなる。根拠というよりも、これは経済問題ですから、追及する必要はなくなる。しかし、いまの情勢から見ると、いわゆるこの指導価格ででん粉を売れるかどうか

なかなか困難な情勢にあると私は思うわけです。

結局販売量をしばってあげばある程度価格の維持はできると思うのです。残れば政府に売り渡す。一応端境期に昨年残ったものととしの新物を合わせれば、北海道のバレイショでん粉で供給量が十九万トンというふうに言われておりますが、十九万トンがどれだけ売れ残るか。三万トン残るのか五万トン残るのか。まあ五万トン以上は残らないだろう。私もそういうふうに思っておりますけれども、これを十一万一千五百四十円で売り渡すと、五万トンであれば四万円の差が出る二十億という差損が出るわけですね。それをどうするかと聞いておる。しかし局長はそうならないようにすると言いが、本当に自信がありますか。

具体的な責任体制はここで聞かぬでもいいですから、ならなかった場合には絶対責任をとりますか、これを一言聞いておきたいのです。なれば責任追及はいたしません。なつたのですから追及する根拠がないし、また追及する必要はないですから。絶対するとなつたは言うのですから、絶対すると言つてならなかった場合、いやならなかったから仕方がないのだ、それでは済まされぬと思うのです。どうですか。

○今村(宣)政府委員 この千五十円を決めます過程におきましては、先ほども申し上げましたように、全農、ホクレンを初めとします系統団体あるいはまた工組系と云つておりますが、商人系統のでん粉製造業者のそれぞれの責任者、あるいはまた消費者であるブドウ糖業界とも十分話し合つて、最善の努力をして、こういうことにいたしましたというようにいたしたわけでございます。もとより、先生の御指摘のようにこの水準を確保することは容易なことではないと私も思っております。しかし、そういう関係団体の一致した努力によりましてそれを実現をいたしたいというふうに考えておるわけでありまして。たとえば、具体的な方法として、いま申し上げました政府買い入れでありますとかあるいは三月以降の関税割り当て制度の運用におきます、たとえばコーンスター

チの割り当て数量をどうするかという問題もございます。あるいはまた甘でんにつぎまして言え、その抱き合わせ比率をどうするかという問題もございます。そういう問題につきまして、今後市価の水準をよく見ながら、関係団体と十分話し合つて、そういう政府としてできます最善のこととはいたしながら、その努力を続けてまいりたいというのが私の気持ちでございます。

○美濃委員 この問題はこの程度にしておきます。ここでこれ以上論議を続けることは避けまして、お手並みとひとつ拝見しておるということにいたします。お手並みがうまくいかなかった場合にはその結果によつてまたやります。

ここで大切なことは、北海道のバレイショでん粉については、御存じのようにほとんどもう九〇％は農協体制ですから、決めた指導価格で大体買入れをやっております。買入れというよりも、共販ですから、一応芋代金を払つております。ところが、鹿児島県その他のわが党の議員から聞いた話では、九州地方の業者は買わないと言つておりますが、それに対する指導はどういうふうにするのですか。千五十円で買えないと言つて買わない、これが実行されてないというのですが、これは決めた以上は実行させなければならぬ。指導して実行させなければならぬと思うのですが、それに対する対策はどういうふうに考えておりますか。

○今村(宣)政府委員 甘でんにつぎましては、全農系統の方におきましては千五十円の農家手取り価格をわりあい早く決めてもらったわけでございます。系統として決定してもらつたわけでありまして、商人系統のでん粉の製造業者におきましては、告示価格以上は払えないということを当初からずつと主張してきたところであります。しかし、やはり系統と同じような扱いをしてもらいたいというので、私たちとしては県を通じ、あるいは直接いろいろそういう要請をいたしまして、非常に苦しいけれども千五十円を支払うとい

うことに相なつておるわけでありまして。もとより、それができるためにはブドウ糖工業界でそういう需要がなければいけませんので、そちらの方とも十分話し合つて千五十円を支払う、もちろんこれはすべての県ではございまして、鹿児島、宮崎あるいは長崎、千葉といったでん粉の主要生産県におきましてはそういう水準で払うというこの決定をいたしておりますので、私としましてはその線に従つて十分指導をしてまいりたいと考えております。

○美濃委員 次に、てん菜の問題で伺いたしたいと思つて、この今回のてん菜の価格決定に当たつて、昨年は国際糖価が異常に暴騰しておつたという関係もありまして、いわゆる糖業から奨励金を出させるというような習慣、習慣といひますが、そういう方法を昨年から始めようとする。しかし、御存じのように急激に変動することかというふうな決定方式というものに、まず第一番に問題がある、こう私は思います。こういうことは長く続けるべきではない。また、非常に変動の高い国際糖価を対象に国内——サトウキビについても同様です。ビートとサトウキビは同じように解釈してもらいたい。両方ともそういう考え方です。生産者価格が決定されていくという方式は、これは一部そういう方式をとられておりますが、これは早期になくして、特に今度のサトウキビはまだ決まっていなくて、サトウキビを定める段階では、この方式は間違ひであるという考えに立つて、いわゆる国内産糖が、農林省で計画しておる自給率が順調に保てるように、ということ、再生産が可能である価格でなければならぬということでありまして、国内のサトウキビの再生産可能な価格を算定して決めていく、こうしなければならぬと思うわけです。

同時に、私も今回の国会の日程の都合もありまして、参議院には社会、公明、民社三党共同提案で糖安法の改正を出しておるわけです。二十一条を改正して生産費所得補償方式にせよ、その

他の改正点もありませんけれども、きょうは時間がございますから、価格問題を重点に質問したいと思つて、その他の改正点には触れません。早期に二十一条を改正していわゆる所得を補償しなければ、一定の国内の産糖量を確保していくということは、行政的にあるいは観念的にはそういうことを言つても、実際に耕作する農民はつくりません。所得を得られない作物を耕作して生活をすることはできないわけですから、ビートの価格の決定はやはり間違ひであつたという観点に立つて、サトウキビの決定の方については、いま申し上げた点を、二十一条をいま直ちに改正してサトウキビを決めるといふのは間に合はぬですから、二十一条は改正しなくとも、やはり法律は幅を持たしてあるわけで、単にバリエーションで決めるのではなくないわけであつて、いわゆる物価その他の経済事情を参酌して、甘味作物の再生産を確保することを旨として定めるということになつておる。再生産ができない価格を決めて、それでいいとは法律に書いてないわけですね。それをどうお考えになつておるか。

○今村(宣)政府委員 昨年一万五千元という農家の手取り水準といひますが、そういうことにいたしましたのは、これを上げ幅で言いますと五〇％上がったといふことが相なつております。

〔委員長退席、藤本委員長代理着席〕
当時そういうことがございましたのは、非常に輸入糖の高水準、しかもその後輸入糖の価格は高い水準を維持するであらうというこの前提の上に立つて、そういう一万五千元ということが決められたものであるというふうな推測をいたすわけでありまして、今後国際糖価がどういうふうな動きかといふことはなかなか予断を許しませんけれども、昨年のようなことは、むしろ弱含みであるといふことの前提に立ちますと、こういうふうな奨励金の出し方は、私は必ずしも適当であるとは考えておりません。しかし糖価もいかによくましては、やはり精糖企業もビートの生産の振興

に何らかの役割りを果たすべきものであるということもまた事実であります。したがって、必ずしも最善の方法とは考えませんけれども、やはり砂糖という一つの状況をとらえてみます場合にあっては、少なくとも昨年のような状況においては一つの方法であった。またことしといたしましては、たとえばそういう農家手取り額を下げるというわけにはまいらないわけでございます。むしろ何とかして、これを上げていかなければいけないという状況を踏まえ、必ずしも最善の方法とは考えられませんが、今年のもてん菜の価格決定につきまして、御承知のような経緯のもとに一万六千円ということが決定されたわけでございます。

今後どういうふうなやうにいくかは先生御指摘のようないろいろな問題がございます。ただ単に生産者価格の決定方式の問題だけではない。上下する輸入糖の価格変動というものが、いまの糖安法によりまして価格の世界ではなるほどある程度ならされて国内に入つてまいりますけれども、国内の糖業界の事情、あるいは砂糖の需給ということ全体をにらみ合はして、今後どのようにしていくかということの問題につきましては十分慎重に検討してまいらなければならないと考えております。

○美濃委員 いまお話を聞いておると、確かに昨年、これは告示価格を上げたわけじゃないわけですが、一、五万五千円を奨励金をつけて実現した。それは従来の価格から見れば五〇％の引き上げである。しかし昨年の告示価格一万一千百円という価格そのものが——統計情報部の生産費資料によりまして一、一万一千百円で生産された四十九年度もてん菜に対するいわゆる一日当たりの家族労働報酬は千二百何と書いてありますね。これはまた前食品流通局長の森局長が何回も言っております。計算の中で何か置き忘れたものがある。たとえばパリティの計算とか、そういうものに過去通算してきた計算上の不備がある、著しく低い。そのことは昨年の小委員会でも森局長

は言っておりますね。各農産物の中でこれは一日当たり家族労働何になるかというものが党の芳賀委員の質問に対して答弁しておる中では、これは全然生活できる所得にはなっていないということを前局長は表現しておる。そういうことがあつて一万五千円という——まあまたま国際糖価も高かったというところで糖業から出させた。しかしこれは国の制度でやっていないといけません。いま局長の言われたように、何らかの形で糖業もてん菜振興に一役買う必要がある、それはそのとおりだと思つておる。そのとおりだと思つておるけれども、片や国際糖価の管理をやはり輸入も一元管理体系にして、たとえば国内産糖と輸入糖とをE.C.のようにプール価格で市場へ出すような強力な機能でも糖価安定事業団に持たして、そして事業団の調整でその条件を解消するからという裏づけでもあればいいですけれども、現在の国際糖価と国内糖価との関係の中において、糖業に何らかの責任があるといつて糖業にことは三千八百六十円出させるわけですが、しかしそのとおり国際糖価がいかなかつた場合には——これはなると思つておる。で、こういう決定ではだめだと思つておる。ですから私がいま申し上げておるの、てん菜は決定したわけですからてん菜だけを申し上げておるのでなくて、こういうことではだめだといふことです。これから決めるサトウキビについてはこういう考え方を改めて、二十一条を直ちに改正して決定するということは間に合ふわけですから、改定しなくてもここに書いてあるわけですから、この二十一条の趣旨を實踐に合うように判断すれば、ことしの決定であれば、この方式を準用して、このてん菜糖を決めたガイドラインをサトウキビにかぶせて計算してみれば、おおよそ出てくるわけですね。それでは一時間当たり家族労働は五百円程度になつてしまふと思つておる。それを上回るといふことはいいです。一時間当たり五百円という労働は、いま補正予算も出ておりますけれども、高校卒初任給です。一年間の支給額を二千時間で割れば五百円ですよ、初任給

は。これでは、全部農家は家族を構成しておるわけですから、親たちや子供を扶養するに足る労賃ではない。だからこれはつくれないということになつていくわけですね。そこに問題があると思つておる。

それからもう一つは、このパリティの問題があります。ことしの米の生産者米価を決めたとき全農あるいは通産省で公表しておる農業生産資材の値上がり率は、化学肥料が二七％、農薬が一七・七％、輸入大農機具が一五％、国産の大農機具が一〇％です。それに対して米の場合多少ごまかしをしております。米価の決定のとき肥料は二四で計算しております。ここで食糧庁が言つたわけですね。速記にも載つておりますが二四％、農薬は一四％、大農機具八・六％。公表されておる値上り率を下回つてことしの米価が決定されておる。ところがてん菜に至つては、これはサトウキビに準用するしかなくからぬけれども、てん菜の決定をサトウキビに準用するとしたら九・六でしよ。農業生産の重要資材で九・六の値上りというものはないんですよ。こういうものが前局長の言うておつたいわゆる何か置き忘れたものがある。パリティ、パリティといふけれども、こういう経済が著しく変動するときはパリティそのものでは間に合ふわけですね。そういうものを全然修正しようといふことが言えるわけですね。サトウキビはどうか決めるのか。いま北海道のてん菜生産者は本心に心理的に動揺しております。北海道の寒冷地作物として、輪作計画にあるいは経営上、畑作専業農家というものは、てん菜という作物を経営上から外すといふことは、非常に経営の安定を欠くことになるわけですね。しかし、価格上これではもうつくれない。つくつても生活ができない。サトウキビがまた同じ条件に置かれていくわけですね。ここでサトウキビが直れば、来年決めるときにはビットも直るだろうといふことで、来年の生産意欲も出ると思つておる。ところが、このてん菜を決めたガイドラインで

同様サトウキビも決めてしまふということになれば、もうこれは国内産糖自給確保は放棄したといふことになるのではないですか。放棄の政策だといふことになると思つておる。将来の展望として、国内産糖は農林省の発表でも八十万トンくらいは構想は持つておるわけですね。また、そのくらいは生産していかなければならぬと思つておるわけですね。八十万トンあれば国民一人当たり八キロありますから、経済的な変動や、あるいは将来どういふ変動が起きないとも言えないし、また、つい最近ロンドン市場で六百ポンドまでもいったわけですが、ああいうことがまた重ねて起きないとも言えない。将来の問題としてそういう経済上の問題もあるでしょうし、また、国際的には事變的な問題で輸入がストップすることはないとは言えないわけですね。そういう場合においても、国民一人当たり八キロの自給率を持つておれば、乳児用や病人用の最低自給の確保には通ずると思つておる。いまアジア地域の発展途上国の国々では、六キロ、八キロという国民一人当たりの消費量の国も相当あるわけですから、最低自給率は確保できているといふことになると思つておる。最低自給率といふか、最低必要量は確保できているといふことになる。

それをするには、やはりいまの政策じゃだめだと私は思ふのです。何としましてもいまの考え方、こういう政策で、その自給率を確保すると行政屋や政治家が口や頭で描いて放言しても、実際に耕作する農民は生活できないからその政策には同調することができない。つくりたいんだがつくれないといふことになるわけですね。どういふふうにお考えになつておられますか。サトウキビの価格の決定はどうしますか。ガイドラインをかぶせるといふか、時期がもう迫つておるんだから、あなたらの構想の中にあると思つておる。ビットと同じガイドラインをかぶせて決めるというのか、それとも新たな観点に立つて、再生産可能な価格で決めるというのか、ここでははっきり答弁してもらいたいと思つておる。

○江藤政府委員 政府の価格の算定の仕方がことごとく誤っておたというふうに聞き取れるわけですから、私はそれは思っていないのです。昨年は、御存じのように、生産者団体の要求はトン当たり一万五千円でした。そこで、一万五千円をまるまるのうではないかといつて一万五千円にしたわけですね。北海道は、御案内のように、十勝地方が天候その他の関係で残念ながら反別が減りまして、価格だけではなかなか増反はできないものだという一つの教訓を私も与えられたと思っております。しかし、御存じのように、サトウキビにおいては、鹿児島県は作付反別は六%伸びておるわけですね。沖縄県では一八%伸びておるわけでありまして、私どもは、昨年の価格の決定のやり方というのは間違っていないから、このように思っております。

ことしの決め方等につきましては、ビートがすでに決まったことでありまして、それらのことも参考にしながら、周囲の、置かれておる状況もよくよく勘案して、適正な価格に決めてまいりたいということことで、いま政府部内で鋭意検討をしておるさなかであります。

御案内のように、昨年決めますときには、いま美濃委員もおっしゃったように、国際糖価が、一年間のうちに、トン当たり九十ポンドしておったのが、五百ポンドにも六百ポンドにもなるという異常な状態でありました。国内のいわゆる原糖価格が空前絶後、それこそ互いがびっくりするほど高くなった。そういう中であつて、企業も国内産糖によって利益を得るであらうというところから、あのような措置をしたわけでありまして、今日はそうした国内の経済情勢ともかくとして、海外のそうした置かれておる情勢というものは全く違った状況にあります。下がったときには百六十ポンドにもなっております。きのうくらいは恐らく百七十ポンド前後しておるのではないかと思います。そういう非常に異なつた経済情勢がありますから、そこいらも勘案しながら、残された日はわずかでありますから、今後の価格を決

めてまいろう、このように思つておるところであります。

○美濃委員 いま政務次官の百七十ポンドとか百八十ポンド、それは私も覚えておりますけれども、そういう極端に変動のある価格を加味して近く決定しようという、そういう極端な価格変動を国内産糖価格の算定基礎の参酌事項に持ち込んでくるということ、そのことが価格決定の過ちである。

有利に決めたと言つけれども、しからば、一万五千円に決めたならば、五十年の価格を算定する基礎は一万五千円にしなければならぬでしょう。一万一千百十円を基礎にして計算しておるのですから、一万五千円といふのは砂糖が高いからたまたま糖業者にさせたといふことであつて、政策的な裏づけが何もないわけだ。算定の基礎は一万一千百十円にしておる。そこでどういふ結果が起きておるかといふと、これはサトウキビにも大体同様の結果が出てくるわけですね。私の言うことが違ふと思つたら、統計情報部から情報をとつてくださいます。北海道のてん菜は先ほど申し上げたように肥料、農薬、油類も上がつておりますから、そういう生産資材の値上がりによつて生産費、物財投下費は十アール当たり五千円以上増加しておる。一応ここでは五千円と申し上げておる。五千円を下回ることはありません。それに対して、去年農家の手取りは一万五千円でした。ことしは一万六千円なんだ。四トンとつて四千円しか上がらない。現実には家族労働は十アール当たり十円去年より安い価格でビートの取引が現在行われておるわけだ。この現実というものを認識してもらわなければ、いま言ったように安価な国際糖価の変動価格も加味するのだなんていふて決定したのを見ると、本当にこの物価高の中で、サトウキビやてん菜を生産しておる農家の所得は、現実には十アール当たり千円、二千円減るような価格が決定されておることは事実なんです。それで間違ひがあるとは思いませんと政務次官がそこで胸を張つてマイクの前でしゃべつておつたつて、農民はそんなこと納得しませんよ。現実を知らぬからそういう答弁が出てくると思つたのです。だから困るのですよ。そういう現実を知らない者が政治をやつて、りつぱなことをやつておるのだ、五〇%も上げたではないか。なるほど起きている現象はそうなんですよけれども、現実はそのうふうにならないうといふことは、いわゆる過去における歴史、価格算定の積み残しといふことも、もう一回繰り返しますけれども、前局長がいつか計算上の不合理性があるといふことを公式の会場で言つておるわけですね。そういうものがあるから、五〇%上げておる言つたような状況にしかたならないわけですね。どの作物よりも所得補償は低い。率直に申し上げて、今回決まつたバレイショの指導価格よりも所得は低いんです。奨励金を含めた大豆よりも低い。とにかくことしこういうビートで決めたガイドラインで決めるのであれば、サトウキビもてん菜も一時間当たり家族労働所得補償は五百円以下になるわけですから、五百円などという労働賃はないわけですからね、世帯を構成しておる労働者で、それではできないといふことははつきりしておるわけなんだ。それで政務次官は、りつぱなことをやつておるのだ、ある程度のことをつつておるのだ。それはあなた、現実を知らぬからそういう答弁をするわけですね。

○江藤政府委員 私が申し上げておるのは、昨年の生産者の要求は一万五千円でありました、その一万五千円に所得を補償したわけでありまして、その間違つておると思つておられますと云つておるわけですね。あなたは、おまえは現実を何にも知らぬとおっしゃいます、私はあなたほどは存じておりませんけれども、ビートのことは六年間やつておるつもりであります。しかも私は二年間小委員長も務めました、北海道にも何回も行ってききました。あなたほどは存じませんけれども、いささかなりとも勉強はいたしておるつもりでありますから、何も知らぬといふきめつけ方は私は適切ではない、このように思います。

○美濃委員 実情を知らないといふ私は重ねて言います。あなたがそれだけ言うならば、その一万五千円を政策的にやつたのであれば、ことしの価格の算定基礎をどうして一万五千円にしないのですか。一万一千百十円です。あなたはそう言うけれども、一万五千円を現実には法律上の政策から認めていないじゃないですか。それではそれでいいと私は言います。それはたまたま砂糖が高かつたから、糖業から出させて一万五千円手取りにしたという現実、これは認めるし、去年の要求は一万五千円だったのだ、それはあなたの言うとおりに認めます。何にも知らぬとは言いません、われわれ野党と違つて政策を担当しておるのだから、どうして一万五千円をことしの基礎価格にしないのですか。その一万五千円を、去年やつた現実の間違つておるとは言いません、それはあなたの言うとおりに認めます。要求価格は一万五千円、それならなせ一万五千円からことしの算定をしないのですか。一万一千百十円ではじいて、その改定そのものが、さつき申し上げたように、農産資材の現実の値上り率とペリチイは合つていない。そういう不合理性の中からことし決まつた価格、それはビートを同じガイドラインをサトウキビにかぶせたら、全く農民は生産意欲をなくし、農民は生産していけない価格になる。これは間違ひありません。それを知らぬのだから、あくまで政務次官はそういう現実を知らぬから、こういうガイドラインをかぶせてビートの価格が決定された、これは何回でも言いますよ。

しかし、時間がありませんからもう平行線は言いませんけれども、それを言つておるわけですよ。一万五千円ということと今回決まつた価格とは差があるのです。答弁は要りませんから、その一万五千円を現実の政策に生かさない。それも生かすので、一万五千円やつたのだからおれは覚えておると言つたつて、そんなことは覚えておると認めるわけにはいきません。

○江藤政府委員 何回もおっしゃると言いますけれども、あなたがそれだけ言うならば、その一万五千円を政策的にやつたのであれば、ことしの価格の算定基礎をどうして一万五千円にしないのですか。一万一千百十円です。あなたはそう言うけれども、一万五千円を現実には法律上の政策から認めていないじゃないですか。それではそれでいいと私は言います。それはたまたま砂糖が高かつたから、糖業から出させて一万五千円手取りにしたという現実、これは認めるし、去年の要求は一万五千円だったのだ、それはあなたの言うとおりに認めます。何にも知らぬとは言いません、われわれ野党と違つて政策を担当しておるのだから、どうして一万五千円をことしの基礎価格にしないのですか。その一万五千円を、去年やつた現実の間違つておるとは言いません、それはあなたの言うとおりに認めます。要求価格は一万五千円、それならなせ一万五千円からことしの算定をしないのですか。一万一千百十円ではじいて、その改定そのものが、さつき申し上げたように、農産資材の現実の値上り率とペリチイは合つていない。そういう不合理性の中からことし決まつた価格、それはビートを同じガイドラインをサトウキビにかぶせたら、全く農民は生産意欲をなくし、農民は生産していけない価格になる。これは間違ひありません。それを知らぬのだから、あくまで政務次官はそういう現実を知らぬから、こういうガイドラインをかぶせてビートの価格が決定された、これは何回でも言いますよ。

れども、私もおまえ何も知らぬと言われたら、何
回でも知つちよりますと言います。

○美濃委員 以上で終わります。

最後に言っておきますが、やはりその点だけは
間違わないように、感情的にならぬように。一万
五千元だとあなたが胸を張って言うなら、一万五
千元をやはり基本価格にするだけの政策も誠意も
持たぬで、一万一千百十円では一万五千元は死
んでおるわけだから、生かしてないわけだから、
それを生かさぬで価格を決められるところに問題
があるわけです。

○藤本委員長代理 諫山博君。

○諫山委員 政務次官に質問します。

政務次官は南九州の出身だから、カンシヨの事
情にお詳しいと思います。でん粉工場が鹿児島県
に大体八十七ぐらいある。来年の六月から水質汚
濁防止法によって規制が厳しくなりますから、こ
のままであればほとんどすべてのでん粉工場がこ
の規制を受けて操業できなくなるのじゃないかと
いう深刻な状態です。これが操業できなくなる
と、南九州のカンシヨというものは壊滅的な打撃
を受けざるを得ない。

そこで、ことしの十月七日に私たち共産党国会
議員団は、甘味資源の振興についていろいろ申し
入れをしたのですが、その中に、でん粉工場の公
害防止施設に対して国が助成措置を講ずるべき
だ、一工場六千万円程度あれば足りるというから
やる気になればそう困難ではないのじゃないかと
か、こういう申し入れをしたのですが、農林省と
してはこの点どのように検討されているのか、ま
ずその点をお答えください。

○江藤政府委員 ただいま御指摘のように、南九
州のでん粉工場が水質汚濁防止法の適用を受ける
と、これは操業が非常に困難になる。特にこれは
零細な資本力でありまして、御指摘のとおりで
あります。六千万円でできるものもありまして、
私が承知しておりますのは、完全な汚水処理を
やると二億円もかかるのではないかとと思われる
ものもあるようです。そこで、ただいま環境

庁とこの問題を一体どうするか、そのままだと
てしまつてでん粉工場というものはもう資金的に
も経営的にもやつていけなくなるというところで、
いま鋭意環境庁と相談をいたしておるところであ
ります。まだ結論を見るに至っておりません。し
かしながらこれは重要な問題でありまして、こと
しはこのままだにしましても、来年はもう特に
商業資本系統の企業というものはまいるのではな
いか、こういうことを念頭に置きながら環境庁と
十分相談を詰めていきたい、こう思っております。

それからもう一つは、国がそうした私企業に対
して直接の助成をしていくということもなかなか
困難な問題もありますので、そういう施設等に対
する融資も現在やつておるわけでありまして、こ
の内容等についても私も今後さらに十分考慮
をめぐらしていこう、こういうふう考えておる
ところであります。

○諫山委員 私たちは、汚水を出すような工場
は、工場の責任でこれらの防止措置を講ずるのが
原則だと思っております。ただ、南九州のでん粉工
場というのはほとんどすべて零細な工場ばかり
で、どうしても国の強力な補助が必要だという立
場から申し入れをしたわけですが、環境庁と交渉
中だということ、いまの実情はわかりました。
農林省としては、どういうふうにしてもらいたい
という交渉、申し入れをしているのでしょうか。

○今村(宣)政府委員 現在の暫定基準が切れます
場合におきましては、先生御指摘のようないろいろ
困難な問題を生じますので、現在の暫定基準を
できれば延ばしてもらつてほしいというふうに
思っております。

しかし、これは環境庁といたしましてはいろいろ
な業種を抱えておるものでありますから、でん
粉のみの扱いということについては非常に問題意
識を抱いておるようであります。そこで、もし延
ばしてもらえないならば、どの程度の基準であ
ればまだやっていると問題もあわせて、私
どもの方としましては検討いたしておるところで

ございます。

○諫山委員 私はそういうことを懸念したから質
問したわけです。実施期日を延ばしてくれとか基
準を緩和してくれとかいうのは全く後ろ向きな姿勢
であつて、私たちとしてはどうして賛成できませ
ん。来年の六月、こういう状態になるということ
はずつと以前からわかつていたんです。私もこの
委員会です、この基準に適合できるような状況を工
場自体がつくり出すような努力をすべきだ、研究
もつと進めるべきだというような提案をしたん
ですが、いまに及んでもつと実施期日を延ばして
もらうとか基準を緩和するとかいうような交渉をす
るといふのはどうして私たちとしては承服できな
いわけです。

そこで、政務次官にもう一遍お答え願いたい
のですが、そういう後ろ向きな姿勢ではなくして、
ちゃんと公害も防止できる、そしてでん粉工場も
運営できるというような立場からこれを処理しな
ければ、農林省の政治姿勢というのは全国民から
非難を受けるということにならざるを得ないと思
うのですが、そういう前向きな交渉をするつもり
はないのかどうか、御説明ください。

○江藤政府委員 でん粉汚水という問題が政治の
非常な話題となり、また住民の関心が寄せられる
ようになったというのは、たしか十二、三年前か
らではなかったかと思ひます。自來、このでん粉
公害といふことは、地域産業であるからこれを存
続しなければならぬという立場と、それからや
はり環境を守つていかなければならぬという立
場から種々議論をされてきたところでありまして
が、私もただこの規制の緩和を求め、実施
期日をずらしていく、そういうことばかりを考え
ておるわけではございません。さき申し上げまし
たように、私企業でありますから、国が直接に
助成をしにくい面もありますけれども、しかし長
期資金あるいは低利資金その他諸般のことでの
うにかといふことを検討しておりますが、まだ御
報告を申し上げる段階に至つてない、こういうこ

とを御答弁を申し上げたわけでありまして。

○諫山委員 次に、カンシヨの買入れの価格の
問題です。

さっきの答弁の中で、千五百円で買入れるよ
うに指導しているんだというふうな説明がありま
した。この問題で私のところにもいろいろ要請が
来ているんですが、農民側としてはこの価格で将
来買つてもらえぬというのを期待していいで
しょうか。そのことだけお答えください。

○今村(宣)政府委員 先ほど御説明を申し上げ
ましたように、関係団体その他農林省の努力によ
りまして、そういう農家の水準を維持するといふ
ことでございまして、今年産のでん粉につきま
しては、全農、農協系統は全体的な共販体制に乗
るものについて、それから工組の系統につきまし
ては、主要生産県におきましてでん粉の引き取りに
ついては千五百円で農家から引き取るという話に
相なつております。

○諫山委員 次に、サトウキビの問題です。

この問題では、農民団体あるいは製糖工場で働
いておる労働者その他たくさん関係者からいろ
いろ深刻な実情について私も陳情を受けました。
この問題で私が非常に懸念しているのは、甘味資
源審議会ではいろいろ長期の生産目標を出してい
るわけですが、いまのままでどうしてこの生産
目標というものは達成できないだろう。政府とし
ての長期見通しも恐らく達成できないだろうとい
うことを懸念します。たとえば砂糖の自給率を上
する、昭和六十年度には自給率二八％にするとい
う方向が打ち出されていますが、実情を見ている
と、砂糖の自給率は年々低下して、昭和四十九年
はすでに一五％以下というふうな状態です。サト
ウキビの生産量はしましても、審議会の昭和五十
三年度の生産目標は二百九十七万四千トン、こ
ろが五十年の実績というのには二百一十七万トンし
かない。相当長期の目標ですから、いづれそのうち
に達成できるのだというふうな説明をされるかも
しれませんが、長期計画というのは、やはり年度
年度着実に前進するということではないとできない

わけです。こういう状況になった一番大きな原因は、やはり生産者価格が十分引き合うものになっていないというところに原因があると思います。もちろん、もっと生産性を向上させるというような問題も解決しなければならぬわけですが、当面、価格が生産費を償う十分なものではないと認めないということが非常に切実に訴えられております。その観点から、価格の算定方式についてパリティ方式ではだめだという強い要求があることは御承知のとおりです。これはもう数年來の要求ですが、農林省としては、少しは前向きに結論を出しつつあるのかどうか、御説明ください。

○今村(農政府委員) 砂糖の自給率が下がっているのではないかとお話をしていますが、確かに御指摘のとおりでございますけれども、これは四十九年度におきましては、総需要量も下がりましたけれども、てん菜につきましては申し上げますと、四十八年には三十六万八千トン、てん菜糖の生産があつたわけでありまして、ところが、四十九年は非常に異常天候もございまして、四十九年度のてん菜糖の生産量は二十五万八千トンということで、てん菜が約十一万トンのダウンに相なっておりますわけでありまして。

それから甘蔗糖につきましては、御案内のとおり、糖度が必ずしも十分でなかったということでありまして、四十八年の六十万四千トンから四十四万四千トンというふうに下がったわけでありまして。私は、これは四十九年度の非常に異常天候の状況による要素が相当大きいのではないかと、うふうに考えておるわけでありまして。五十年度におきましては、てん菜の作付面積はごくわずかしかな増加をいたしておりますが、甘蔗糖につきましては、ある程度の作付面積の増加が見られております。今後歩どまりがどうなるかというところは重大な関心でございますが、私といたしましては、こういう四十九年のような落ち込みは異常な天候の状況による要素が非常に大きいものであるというふうに考えておるわけでございます。

それから、今後甘蔗の価格をどういうふうに決

めていくのかというお話でございますが、御案内のとおり、甘蔗は沖縄及び奄美大島における最も重要な農産物でございます。したがって、その生産が図られますように十分私たちとしては考慮、検討をなすべきものであると思っております。同時に沖縄、奄美の製糖工場といえますが、製糖会社といえますものは、これは非常に離島の中小企業でございます。したがって、ビート会社もなかなか経営が苦しいという状況でございます。何といたしましては、これも非常に重要な問題でございますが、奄美、沖縄におきましては必ずしもそういうことが言えないというところでございまして、私たちがいたしましては昨年の手取り価格の一万五千円のうちの奨励金の三千八百円をいかに処理をするかということがまず農家手取りを落とさない最もむずかしい重要な問題であろうと思っております。さらにまた、その一万五千円をいかにして上げていくかということがあわせて重要な問題でございます。

そういうふうな価格上のいろいろなむずかしい問題がありますが、同時に基盤整備その他の生産対策につきまして、奄美、沖縄につきましては特別におかれておるところでございますので、そういう部分にも力をいたしまして生産性の向上を速やかに図っていく必要があるというふうに考えております。

生産費所得、補償方式をとるべきではないかという御指摘のことにつきましては、私たちがいたしても十分そういうことはよく伺っておりますのでございまして、しかし、農産物のそれぞれの特性、流通の状況その他を考慮しまして、一体どういふ算定方式が最もいいのかというところはなかなか断定的には申し上げかねるわけでございます。そういう問題も含めまして今後十分検討していくべきものであるというふうに思っております。

○謙山委員 最後に一つだけ要望をします。沖縄はいま非常に物価高騰で困っております。

たとえば政府の統計でも、昭和四十五年と比べて、全国の消費者物価指数は一一・一％、那覇市の場合には二〇・八％、それだけ生活が困窮しているというところをあらわしているわけですね。いまサトウキビを生産している農民が心配しているのは、ちやうど美濃委員が指摘されたように、奨励金を次の価格決定の場合に全く基礎に取り入れずに無視するのではないかと、そうすると非常に深刻な事態が起こるのではないかと、そうすると沖縄のサトウキビはどうなるかわからぬというふうな心配をしておりますから、ぜひ私たちの主張している、少なくとも都市勤労者並みの労働報酬が保証されるような価格ということを要望いたします。

○藤本委員長代理 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 昭和五十年度産サトウキビの最低生産者価格等について質問をいたします。大変時間が制約をされておりますし、重要な問題でありますので、要点を申し上げますから簡潔明快にお答えをいただきたいと思っております。

まず最初は、生産費所得補償方式によってぜひ本年度産のサトウキビの価格を決定していただきたい。最低生産者価格の決定はぜひとも生所方式でということ、しばしば政府に対して、またわれわれ国会議員に対しても現地の屋良知事を初め、各種団体、農協等から要請があつたことは十分御承知だと思っておりますが、この生所方式については去る八月二十二日、政府は新しく「総合食糧政策の展開」というようなテーマで新しい今後の農政のビジョンを示しておられます。その中で、従来の生産費所得補償方式は米には適用してもその他の農産物にはパリティ方式で臨むというふうな基本姿勢を持っておられるようでありますけれども、このことは実に農民を無視したけしからぬ問題であると私は思う。その辺と、キビは沖縄のいわば米に当たるいわゆる基幹作物であります。そういうことから生産費所得補償方式によってぜひとも今後検討する、こういうふうに政府の考えを進めていただきたい、かように思うのですが、

その点、冒頭まず答弁を求める次第であります。○江藤政府委員 サトウキビを生産費所得補償方式にというのは、これはもう仰せのとおり前々から御要請のあるところであります。いまのところ私どもはその以前に一つ問題を実は考えておりまして、実を言いますと生所方式、パリティ方式——パリティ方式は悪いというふうに頭から決めたつけない面ではないのであって、パリティ方式にはいい面もありますし、生産費所得補償方式にもまた十分でない面もあります。一長一短あるものと思っております。

そこで、農産物を含めて農畜産物というものがいろいろと算定の仕方が違つておるといふところに私は非常に混乱を生む原因があると思う。したがって、できることならば、この農畜産物の価格の算定方式というものが統一できないものか。米を除いてその他のものは統一できないものか。それからもう一つは算定の時期を価格決定の時期と大体一緒にやれないものか。これには関連をしておるそれぞれの法律もありますし、いままでの長い歴史もございまして、なるべく早く結論を出したいということで、これは検討を進めてきたわけでありまして、まだ結論を得るに至っておりません。そういう全体の中での今後の検討事項になろうか、こういうふうに私は考えておりました。サトウキビだけ、今度はビートだけ、あるいは畜産物、乳価だけ、あるいは大豆だけというふうに、そのときそのときにその計算方式をというやり方を何とか統一したいものだ、こういうふうに全体として考えておりますので、その点をまず御了承をいただきたいと思っております。

○瀬野委員 沖縄または鹿児島、西南諸島の皆さん方は昭和五十年産のサトウキビの価格は一トン当たり二万一千円以上で決定してはいいという強い要求を出されております。いろいろビートとの関係もあって、私は私なりにその後積算をして計算をしておりますけれども、どんなに譲つても、私はトン当たり一万七千六百円は正當な本年度の

最低キビ価格である、かように実は試算をいたしております。

ちなみに申し上げますと、キビの場合、パリティ方式でまいりまして四十八年、四十九年の価格算出をいたしますと、パリティ方式の価格では四十九年告示が一萬一千二百円、それに掛ける経費増が一・〇九八二、そうしますと告示目標というものが一萬二千三百円でございます。これは鹿児島、南西諸島、沖縄の統一目標になっておりますが、推定生産経費をちなみに言ってみますと、一萬三千七百三十一円、これが南西の経費でありまして、沖縄経費の場合を見ますと、一萬五千七百九十四円、これを足して二で割りますと、平均が一萬五千三百円、こういうふうなことになるわけです。それで先ほど申しましたパリティ価格の一萬二千三百円と推定生産経費一萬五千三百円、これを足して二で割りますと、一萬三千八百円というものが単純計算で告示すべき価格として出てまいります。突然でありまして、またいざ後で検討いたしたいと思うのですが、そうしますと、四十八年と四十九年はこの告示目標数字に政治加算を追加してキビ買入れ価格を決定しております。四十八年告示価格が八千七百円で奨励金が千三百円でしたから一萬円、昨年の四十九年は告示価格が一萬一千二百円に奨励金三千八百円で一萬五千元、こうなっていたわけでありまして。

そこでいま申し上げたような計算からまいりますと、五十年度のキビ価格はいづゆる告示すべき価格である一萬三千八百円プラス奨励金三千八百円としますと一萬七千六百円、農民要求は二萬一千円以上になっていきますけれども、私たちの計算では、少なくとも最低一萬七千六百円は正当な最低のキビ価格である、かようにわれわれは思うわけですが、キビは一萬六千円で決定した、だからサトウキビはそれはいかぬとおっしゃるかもしれませぬけれども、キビの場合とキビの場合は全然趣が違います。てん菜の場合は、四十九年の例で見ますと、十アール当たりの生産費が四萬八千六百七十一円ですけれども、サトウキビの場合

は、沖縄県で八萬六千六十一円、鹿児島県で八萬八千六百二円。またトン当たり生産費を見まして、てん菜、四十九年の場合、一萬一千四百八円、サトウキビは鹿児島県で一萬二千四百八円、沖縄県で一萬三千八百二十二円。家族労働報酬の推移を一日当たりで見まして、四十九年、てん菜で二千六百六十一円、サトウキビの場合は鹿児島県が二千三百五十七円、沖縄県が二千三百五十四円、奨励金を入れても、てん菜が六千五百八十六円、鹿児島県が四千二百六十七円、沖縄県が三千七百四十一円、こういうふうな低いのでありまして、こういふところから見まして、当然このサトウキビの五十年最低価格は一萬七千六百円、これを下回ることがあつてはならぬ、かように私は試算しておりますけれども、これに対して政府当局の御見解を承りたいのであります。

○江藤政府委員 生産費の一萬五千三百円というのは、これは農林省が正式に出したものではありません、あるいはどこかで十分御勉強になってお示しになった数字ではないか、こう思います。

そこで、瀬野委員も御存じでありまして、経済作物でありますから、私どもはそれだけに固執するといふつもりは全くないのですけれども、御参考に申し上げておきたいと思ひますのは、いま大田園糖価がトン当たり百六十ポンドぐらいになったといふとき、国内の砂糖というものは同じだったのぐらゐで買えるんだらうというのを計算してみますと、実は国際糖価百六十ポンドに匹敵する国内のサトウキビ価格というのは、トン当たりおおよそ九千円ぐらいになるのではないかと私は思ひます。本来経済作物ですから、国際商品でもありますから、九千円では買えないというサトウキビを、この南西諸島の特殊事情等も十分考慮しながら、どうして生産者の所得を補償し、さらにまた今後の作付を伸ばしていくか。ことしも鹿児島で六%、沖縄で一八%、その作付が伸びたわけですから、ポスト海洋博を私どもは考えながら今後どうサトウキビを伸ばしていくか、こういうことを念頭に置きながらこの価格を決めていきたい、こういうふうに実は考えておるところであります。

○瀬野委員 これは明日には決まると思ひますが、十分検討していただきまして、ただいまの試算等もいろいろ参考にされて沖縄農民の要求にこたえられるような価格を決定なさいますように、きょうは強く要望しておきます。

時間の関係もありますので若干はしよつて質問をいたしますが、圃場整備事業の推進、これがまた沖縄の大変大きな問題です。沖縄は戦後二十七年間日本農政の適用を受けず、非常におくれております。せめて本土並みの基盤整備を進めていただきたいというのが沖縄の切なる願ひであります。

ちなみに鹿児島県の現状と比較してみますと、農道についても鹿児島が七九・六%、沖縄が五一・三%。これは四十八年度の試算ですけれども、灌漑排水が鹿児島が二七・五%、沖縄が一四・四%、いわゆる農場の圃場整備等を見ましても鹿児島は三二・六%、沖縄は八・二というふうな低い率であります。この基盤整備のために力を入れてもらつると同時に、特に問題になっておるのは休耕補償をしていただきたいということです。御存じのように、サトウキビは植えてから最低一年半たちまないと収穫ができません。半年圃場整備をしますと二年かかる。仮に圃場整備が通年施行ですと二年半。この二年ないし二年半というものは、本土の米作の場合の圃場整備と違ひましてかなり長期であります。この間の補償がないために圃場整備がおくれてくるのが最大の要因です。詳しくは申しませんが、考えておられるのか。ぜひともこの対策については強力に進めてもらいたい、かように思ひます。政務次官からの答弁を求めます。

○江藤政府委員 サングラスにサトウキビをつくるわけですから、農業基盤の整備ということが必要なのは、これは論を待ちませんで、御案内のようにならう。五十年度も国の全体の基盤整備事業の伸び率は

は一〇三でしたけれども、沖縄においては特別に一四五、こういうふうな伸びにしまして、来年は約一七八%ぐらい、そういう伸びにしまして、大規模な国営の基盤整備事業もいよいよ始まるわけでありまして、まず水の問題を片づけていきたい、あるいは省力化、機械化等を進めていきたい、全体のサトウキビが近代作物となり得るような下地を私どもはつくりたい、こういうふうなことは考えて、この基盤整備事業も含めて取り組んでおるわけでありまして、このサトウキビの基盤整備期間中においては休耕補償をどうするかという問題については、いろいろ議論のあるところでありまして、これは本土におきまして、たとえば桑ですとかミカンですとかお茶ですとか、そういうものに休耕補償をやるべきではないか、こういう御要請もあつたが、沖縄は暖かいところでありまして、東北地帯のように冬場、仕事ができぬところと違ひますから、十分その辺のやり方等について考慮をめぐらしながら、実際の農家に対する迷惑がからぬように、そういうことも含めてやっていきたい、こういうふうな考えでおるところです。

○瀬野委員 時間が参りましたので以上で終わりますが、せんだつてから申し入れをいたしておりますように、昭和五十年産甘蔗糖の価格は、原料価格に適正な製造コストを加えた価格で決定してもらいたいということと、さらに高性能収獲機械の導入事業の拡充、これもぜひやってもらいたい。またキビの優良品種の開発等のために沖縄に糖業試験場をぜひつくってもらいたい。さらに、黒糖病及びガイダーの駆除について格段の注意を払っていただきたい。このことを強く要望しまして、いづれまた詳しくは直接申し上げることにして、時間も参りましたので質問を終らさせていただきます。

○藤本委員長代理 稲富後人君。

○稲富委員 私は持ち時間が七分でございますので、余り詳しく質問いたしておきますと、それで終わりますので、要点だけを、しかも現在の緊急

な問題に限って質問をいたしたいと思ひます。

私は、沖繩の農業の将来の問題につきましては、先般農林省関係にはいろいろ質問いたしておりますので、本日は沖繩開発庁にお見えになっておると思ひますので、開発庁にまずお尋ねいたしたいと思ひます。

私がまず開発庁にお尋ねいたしたいと思ひますことは、沖繩の農業開発に対していかなる考え方を持っていられるか。私たちは、沖繩の農業というものは、亜熱帯地方としての日本の特殊農業として将来進めれば、将来性のある農業がそこでできるんだ、それがためには、ただいま農林次官も言っておりましたような基盤整備であるとかあるいは水の問題とか、こういうものをあわせてやらなければできない問題であると思ひますのでありますが、将来の沖繩開発のための農業対策として、どういうような構想を開発庁として持つておられるか、この点をまず最初に承りたい。

○安達説明員 非常に大きな問題でございますが、当面存じておりますことをお答え申し上げますが、御案内のとおり、沖繩復帰時点におきまして沖繩振興開発計画を策定しておりますので、十年間、昭和五十六年度までに少なくとも復帰がおくれたことに伴う、本土との格差の是正を早急に図るということをご希望しますが、その中で、農業につきましては、まず優良な耕地を確保いたしまして、また荒れております農地の利用を考へるということも前提にいたしまして、基盤整備等を含まして諸般の政策を急いで施行する、また手厚い助成をやるというようなことを考へ、また、関係省にもお願いしているところでございます。

○稲富委員 それで、ここで開発庁にお尋ねしたいと思ひますことは、今日、沖繩における農業の最も基幹的産業というものはサトウキビであるというところは御承知であると思ひますのでございます。したがって、サトウキビに対しては価格の問題というものが一番大きな問題である。ビートの価格というものはすでに決定されている。恐らく

沖繩のサトウキビというものをビートに準ずるような価格で決められるということは、沖繩の農業開発あるいは農業の将来性に大きな影響を来すものであるということをわれわれは考へるわけでございませう。私先刻から同僚の質問を聞いておりましたから、どういふような御答弁があったか存じませうけれども、私の察するところにおいては、農林省としては、ビートの価格というものが決定されたので、サトウキビの価格もこれに準じなくちゃいけないというふうな考へをあるいは持つていらつしやるかわからないと思ひますのでございませうが、そういうようなことで沖繩の農業開発、農業というものは立ち得るかどうか。沖繩には沖繩と

しての、あるいは労賃の問題であるとかいふような特殊の事情があるから、この点を勘案した上の価格対策というものをやらなければならぬのじゃないか。これは沖繩開発の将来のために、私は特段の政治的配慮というものがあらなければならぬ、かように考へますが、これに対しては開発庁はどういうお考えか、承りたい。

○安達説明員 おつしやるのとおり、サトウキビ、特に沖繩のサトウキビの特性を十分考慮した価格、奨励金も含めまして価格決定をお願いいたしたい、そのように私も私どもとしても考へ、お願いしているところでございます。

○稲富委員 農林省にお伺ひしたいのでありますが、沖繩のサトウキビの価格という問題に対しては、そういうような特殊の事情というものを勘案して価格決定をすべきである、こういうふうなふうな開発庁としても考へておられることであらうが、農林省としてはこれに対してどういふお考えであるか承りたい。

○今村(宣)政府委員 サトウキビは沖繩、奄美におきまして重要な基幹作物であることはお話しのとおりであります。したがって、そういう観点からは十分念頭に置いて価格を考へるべきものであります。同時に、また、ビートとは異なりますが、沖繩、奄美の非常な特殊性がございませう。それは何かと申しますと、ビートは北海道で御存じのとおり

り三社であります。沖繩、奄美には十数社という中小の製糖企業があるわけでございませう。したがって、ビートのように三千八百円を会社が一負担をし、会社が負担ができないような場合にあってはこれは国が責任を持つ、そういう形はなかなかとりにくい状況にございませう。したがって、私たちがいたしましては、農家の手取り価格の一万五千円を下げないためには、その奨励金の三千八百円の処理をどうしてもしなければいけないという、そういうビートとは違います特殊事情がございませう。その上にもつていて生産者の価格を上げる、水準を上げるといふ問題がさらに付加されておるわけでございませうから、そういう事情も十分踏まえましていろいろ価格の検討をいたしてまいらなければならぬというふうな考へておるわけでございませう。

○稲富委員 そうすると、ただいまの御答弁を要約いたしますと、ビートには準ぜないで、沖繩のサトウキビの価格は別個な考へ方によつて、沖繩の実情に合うような価格を決定する、こういうふうな政府の意向であるか、その点を念を押しておきます。

○今村(宣)政府委員 昨年の農家の手取り価格は、ビートにつきましても一万五千円、それから甘蔗につきましても一万五千円というところで横並びであったわけであります。したがって、横並びであったということは一つの事実でございます。したがって、そういう関係を離れることもなかなかむずかしい問題があるかと思ひます。

それから同時に私が申し上げましたのは、三千八百円の奨励金をどのように処理するかということも、これはビートと違う、むしろマイナスといひます。サトウキビと違う困難性を持つておるといふことを申し上げたわけでございまして、そういう奨励金の処理も含めまして、どうするかというところを検討してまいりたい、こういう意味合いでございませう。

○稲富委員 それで、せっかく政務次官おいでになつておりますので、ただいま局長から言われましたように、沖繩のサトウキビの価格というものは、非常にこれが基幹産業である、もちろん私は、沖繩の農業の問題につきましてはいろいろくすり時間をいたしまして、基本的に沖繩農業をどうするかというところに対しては、先刻次官からお話のありましたような水の問題あるいは土壌改良の問題、こういうことと、亜熱帯地方としての沖繩の特殊農業というものをどうするか、こういうことに対してはもっと掘り下げましてお尋ねをいたしたいと思ひますので、大臣が見えたところでございまして、私の質問はやめるといふことでございませうので、これで最後ですが、いまも局長から話がありましたように、ただビートの右へならえではなくして、沖繩の農業を発展せしめるのだという、あるいは奨励であるとかあるいはそういうような政治的な含みを持つた本年度の価格をひとつ決定していただきたい。価格として決定されたいとするならば、沖繩の将来の発展性に対して沖繩農民に希望を持たせるのだという奨励の意味からでもいふから、こういう特段の措置を講じていただきたい、このことが現在の目途の間に迫つた問題である、将来の農業の問題に対しては改めてこれは検討しなくちゃいけないと思ひますが、その点をひとつ十分考へてもらいたいというところを私述べまして、次官の意のあるところを承つて、私の質問を終わります。

○江藤政府委員 ただいまの御意見も十分私ども念頭に置きまして今回の価格の決定をいたしたい、こう思つております。

○稲富委員 終わります。

○農本委員長代理 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。安倍農林大臣。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○安倍内閣大臣 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合制度は、農林漁業団体職員の福利厚生を向上を図り、農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するための制度として実施され、その給付内容も逐年改善を見てまいりました。

今回の改正は、その給付に關しまして、恩給、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度の改善に準じて改善を図ろうとするものであり、その内容は、前通常国会に提出し審議未了となつた法律案と同一でありまして、法律案の附則につきまして若干の条文の修正を行つております。

今回の主要な改正点は、次の三点でございます。

改正の第一点は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、退職年金等の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十年八月分以後二・九・三％引き上げ、さらに昭和四十四年度以前に給付事由が生じた既裁定年金につきましては、昭和五十一年一月分以後六・八％を限度として引き上げることにより、年金額の増額を行おうとするものであります。

改正の第二点は、退職年金等についてのいわゆる絶対保障額の引き上げであります。

改正の第三点は、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであります。

その他恩給、国家公務員共済組合制度等の改善に準じ、障害年金の受給権の消滅について猶予期間を設けるとともに、八十歳以上の高齢者に対する退職年金等について算定上の特例措置を講じようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○藤本委員長代理 以上で本案の趣旨説明は終わりました。

○藤本委員長代理 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 ただいま提案されました農林年金法の一部改正案につきまして、すでに前国会におきまして当委員会において慎重に審議した結果、委員会としては特に附帯決議を付して成立させた経緯がありますので、私も社会党としては、この改正案をおおむね可として今国会において速やかにこれは両院で可決、成立すべきものと考えておるわけでございます。

そこで、この際、農林大臣に年金制度に關連して質問をいたしますが、すでに政府におかれましては、昭和五十一年度の予算の編成に着手をされておるわけでございまして、農林省といいたしましても、八月いっばいで概算要求を取りまとめ大蔵省に提出しておることはわれわれ承知しておるわけでございまして。

そこで、来年の昭和五十一年度は各種公的年金の全面的な改正が期待されておる年でございますので、特に明年年度における農林年金法の改正の基本的な方針と、当然その裏づけとしては予算措置というものが必要になるわけでございまして、この改正に向かつての重点的な目標と、特に五十一年度の年金関係の予算要求の概要等について、きょうは時間の関係がありますので、重要な点に限定して、農林大臣から答弁をお願いしたいと思います。

○安倍内閣大臣 ただいま提案理由の説明をいたしました農林年金の改正案につきましては、前回の国会におきまして審議を尽くしていただいたわけでございまして、そういう関係で、今回またその成立につきまして御協力をいただきますことに對して心から感謝を申し上げます。この改正案の御質問がございました来年度における年金の改善対策についてはどういふふうな基本的な考え方を持っているか、さらにまた、概算要求としてどういふ方向で進んでおるかという御質問でございまして、私といたしましては、明年度におきましても年金制度につきましては改善を行わなければならぬという基本的な方向で目下概算要求をいたしておるわけであります。その内容につきましては、経済局長から御説明を申し上げます。

○吉岡（裕）政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、御承知のように財源率の再計算が目下年金でいろいろ行われておりまして、その結果はまだ出ておりませんので、農林省から大蔵省の方に提出をいたしました予算案におきましては、一応一定の考え方のもとに予算要求をいたしておるということでございまして、その主なものを以下申し上げますと、まず定率補助につきましては、現在現行給付費の一八％ということになっておりますが、これを一応二〇％に引き上げるといふ要求を出しております。

それから、御承知の財源調整費の補助でございますが、これは現在給付費の一・七七％ということになっておりますが、これを近年の制度改正に伴う不足財源等を考慮いたしまして、三％に引き上げたいということと要求をしております。

（藤本委員長代理退席、委員長着席）さらに五十一年度の制度改正分といたしまして、既裁定年金の額の改定でございますとかあるいは旧法年金者の最低保障額の引き上げというふうなものも盛り込んでおりますが、国家公務員共済制度等の制度改正がいろいろ検討されておりますので、こういうものと並行いたしまして、給付内容の改善を図るというふうなことで予算を考

えております。

なお、事務費の補助につきましても、単価の引き上げを要求しておるということでございます。

○芳賀委員 ただいまの説明の中で、特に大臣に申し上げておきたいのは、かつて農林大臣が農林政務次官を担当された時代から、この国の補助率については二〇％以上を毎年予算要求をして今日に至つておるわけでありますが、これは形式的に予算要求だけしておるせいかもしれませんが、いまだに法律の改正で二〇％以上の改定ができていないわけでありまして、だから、今度はぜひ、その概算要求の出しつ放しでなくて当然これは法律改正を伴う点でございまして、この国庫補助率を法改正で二〇％以上に引き上げる点、それから、これは六十二条第一項ですが、第二項の財源調整費の国の補助に對しても、いま局長の言われたとおりこれもやはりこの法律の条文の中で定率化する必要があると思つてございまして、こういう点に對する実現の努力、それからもう一つは、毎年の審議の際に指摘している事項であります。すでに農林年金の掛金、保険料負担については千分の九十六を団体と組合員が折半負担しておるのですが、これは負担の限界に達しておるわけでございまして、これ以上負担の増額にならぬような配慮と、それから団体と組合員の掛金負担区分についても、少なくとも団体六、組合員四というふうに、やはり折半負担を改善する必要があると思つてございまして。

それから次に、もう一点、この際大臣から明らかにしてもらいたい点は、前国会の審議の際に、農林年金の福祉事業を委託事業として行つておるわけでございまして、この委託を受けて福祉事業を行つておる農林年金福祉団について、この年金の組合員資格が生ずるよう措置をすべきであるという点でございまして、これが今日までのような検討が進められたかという点であります。もちろんこの農林年金福祉団等を年金加入者とする場合においては、方法としては年金法第一条の改正によつて加入資格を与える方法と、さらに法第

十四条の組合員資格の拡大的な解釈によりまして、特に年金の行方事業として第十九条の組合員に対する給付の事業はもろんでございますが、第五十三条に基づく組合員に対する福祉事業、この福祉事業については、農林大臣の指定した法人が農林年金の組合の委託を受けて福祉事業を行うことができるということになっておるわけでありまして、しかも農林年金福祉団は、法に基づく農林大臣の指定によって委託事業を行っておる法人でございますので、この法人の中で忠実に業務に携わっておる職員等については、第一条の改正によるよりも、むしろ第十四条の適切な解釈に基づいて資格を付与する道があるのではないかと、このことを、前回は私に率直に申し上げたわけでございます。こういうような点についてもいま直ちに結論を求めておるわけではありませんが、その後積極的な検討をされたかどうか、それらの点についてお答えを願います。

○安倍国務大臣 農林年金の内容改善につきましては毎年毎年改善が行われてはきておりますが、いま御指摘がございましたように、補助率の問題であるとかあるいは財源調整費の問題であるとか、農林省が概算要求をしながらも十分目的を果たせなかった面もあるわけでございます。来年度もこれまでのように、一八%の補助率を二〇%にするというように、さらに財源調整費等につきましても、つかみ金でない形で法的な確定をしたいということでも要求もいたしておるわけでございますが、これは毎年のことではなかなか困難な面はあると思いますが、われわれはこれを実現するために今後とも最大の努力を払っていき、そして年金の目的を果たさなければならぬ、そういうふうなりっぱな制度にしなければならぬという考えを持っておるわけでございます。

また、いまお話がございました農林年金福祉団につきましても、これは前回もお答えをいたしたわけでございますが、この福祉団の設立の目的、業務の実態から見ても、農林年金の福祉団は農林年金と密接な関連を有する団体であると思っ

ておりますが、厚生年金の加入団体が農林年金に加入する場合の両年金の財務、業務運営に及ぼす影響、厚生年金に加入している他の類似の団体との兼ね合い等も考慮しながら、関係者とも協議の上十分検討しなければならぬ問題でございますが、前回の御審議で御指摘も受けましたし、私の答弁をしたことに基づきまして、局長に対して指示をいたしておたわけでございます。したがって局長は、その後この問題につきましてもいろいろと検討を進めておると思っておりますので、局長からその点については経過について御説明を申し上げます。

○吉岡(裕)政府委員 先生おっしゃいました第十四条で読めないかという話でございますが、この十四条の書き方が、農林漁業団体または組合に、組合と申しますのは年金でございますが、それらに使用される者で、農林漁業団体等から給与を受ける者に対して年金が適用されるという形になっておりまして、この法律の条文からいいますと、一条の農林漁業団体に入るか、あるいは組合と申しますのは年金の共済組合であるというふうな定義が法律の中に規定してあるものでございますから、この十四条の関係でいま先生がおっしゃいましたようなことを読み込むのはちょっとなかなか困難ではないかというのがあるところ私どもの検討しましたところでございます。

○芳賀委員 いまの局長の答弁は、歴代局長が法文を読み上げたところですが、きょうは議論する時間がないので、これは後刻適当な機会に、また来年の法改正までの間に十分な検討をしていきたいと思います。

最後に、同じ農林省所管の年金法でございますが、大臣にお尋ねしたいのは、農業者年金については五十年法改正がなかったわけでございます。明年、五十一年度には当然農業者年金についても広範な改正が行われるとわれわれは確信しておるわけでございますが、昨年の農業者年金法改正の際に、当委員会において一部修正を加え、附帯決議を付して、これは成立をされたわけでございます

す。その際特に問題になりましたのは、現在、離農年金制度というものは相当農業者年金制度の中の比重を占めておるわけでありまして、現在の農業者年金から見ると、先般農林省が発表した一九七五年の農業センサスの結果を見ても、基幹的な農業従事者が激減をしておるわけですね。とてもその中から離農を勧めるなどというふうな状態ではないわけですから、むしろ、どうしたならば基幹的な農業従事者を確保することができるといふところに、人材確保の重点を向けなければならぬわけでございます。もう一つは、先日農林省が発表した、ことし三月の新卒の中の農業に就業した者の数は、全国でわずか一万八千人ということになっておるわけですから、四十九年が新卒の就業者が一万四千人、ことしはまた四千八千人減って一万八千人ということになったわけですから、この傾向でいくと、あと三年ぐらいでも農業の後継者は一人も出ないというような絶滅の状態にもなりかねないわけでございます。よほど安倍農林大臣の攻めの農政というものを積極的に進めていかねければ悔いを千載に残すことになると思うわけでございます。このような基本的な事情を踏まえて、今後の農業者年金のあり方をどうするかという点とは、当然いまから検討を進めておかなければならぬ点であるというふうに考えるわけでありまして、そこで問題点としては、農業者老齢年金の水準を引き上げを行う。第二は、農業者の保険料負担をできるだけ軽減する配慮の上に立つて、国庫負担の積極的な引き上げを行うべきである。第三点は、これは一番大事な点ですが、農業に従事する農業経営者の配偶者、つまり経営者の妻ですね。それから農業経営者の直系卑属である後継者とその配偶者については、当然これは加入資格を与え

べきであるということが、昨年の国会審議においても重点になったわけでございますが、これは当然農業者年金制度の根本に触れる問題になるわけでございます。この点はぜひ農林大臣において重点的な検討を加えて実現の方向に進んでもらいたいと思っております。

それから農業経営者の直系卑属である後継者とその配偶者については、当然これは加入資格を与え

それからもう一つは、これは加入要件に関する問題であります。年金の加入要件の一つとして、経営面積の下限の規制があるわけでございますが、これらについても、できるだけ農業者については農業者年金に加入できる道を開く必要があるわけですから、この下限面積の緩和措置等についても十分の配慮をしていくべきであるというふうに考えるわけですが、これらの点について農林大臣から御答弁をお願いいたします。

○安倍国務大臣 私は、現在の農業を取り巻く諸情勢の中で農業者年金制度の改正を行わなければならない時期に来ておるというふうに判断をいたしております。したがって、農業者年金制度の改正につきましても、現在積極的に検討を進めざるに当たりまして、いまお話がございました諸問題、これは昭和四十九年四月二十四日、衆議院の農林水産委員会の附帯決議に盛り込まれた内容が中心でございますが、私もこの附帯決議の趣旨を今後や

○謙山委員 私の割り当てられた時間は八分ですから、簡単に二点だけ質問します。

私のもこの改正案の速やかな成立を希望しておるものですが、しかしそれにしても、遺族年金の額が退職年金の五〇%では安過ぎる、これは八〇%まで引き上げるべきだ。それから遺族年金の受給資格を六カ月とすべきだ。一年では長過ぎる、こういう要求が労働者から出ています。これは厚生年金との比較から見てもきわめて妥当な要求だと思っております。厚生年金の場合には受給資格が六カ

月になっている。もともとこの年金が昭和三十四年に厚生年金から分かれてきたものだという経過を考えますと、以上、遺族年金の額及び受給資格を改善せよという要求は妥当だと思ふのです。いかがでしょうか。

○吉岡(裕)政府委員 遺族年金の問題でございますが、遺族年金につきましては、受給資格につきましては、昭和四十八年度の改正によりまして、組合員期間十年以上というのを組合員期間一年以上というふうな短縮をいたしました。また四十九年の改正におきまして、扶養加算制度というふうなものも創設をいたしまして、農林年金といたしましていろいろ改善を図ってきただけでございまして、考へておるわけでございます。ただ遺族年金の支給率等を引き上げることにつきましては、今後の農林年金の制度改正の重要な課題であらうというふうな私どもも考へておりますが、御承知のように、当年金だけで独自に行うというふうなことも非常に困難な点がございまして、今後農林省といたしましては、関係各府と十分協議をいたしまして、慎重に検討を進めてまいりたいというふうな思つておるわけでございます。

○諫山委員 その点についての要望ですが、受給資格については、厚生年金との比較から見ても六カ月とするのが妥当だ。さらに、年金額を引き上げることについては、新聞報道によれば社会保障制度審議会でも同様の立場から論議されているというふうなことから、ぜひ本格的な検討をお願いしたいと思ふ。

次に第二番目。前国会での衆議院における附帯決議の中で、七項、掛金の負担割合については、組合員の負担軽減の方向で改善措置を検討すること。というのがあります。例年同じような決議がされて、恐らくきょうも同様の決議がされると思ふのですが、どうもこれが決議のしつ放しで具体化されていない。果たして具体化するための努力が本気でなされているのかどうかというところを私は疑わざるを得ないわけですが、農林大臣として、この附帯決議を生かす立場からどういう

努力をするつもりなのか、御説明ください。

○安倍国務大臣 国会の附帯決議はもちろん国会の意思でございますから、これを尊重していかなければならないことは当然でございます。年金制度の改善等につきましては、毎年毎年附帯決議をいただき、その線に沿って努力を、改善も着実に進められておるわけでございますが、しかし全面的に、先ほどからも申し上げておりますような補助率にいたしまして、負担率の問題にいたしまして、財源調整の問題にしても、全面的な実現というところまでは至っていないことは非常に残念でございます。しかし農林省としては、附帯決議の線に沿って毎年政府内部において強力に交渉を続けてきておるわけでございますが、今後とも、実現をすべく万全の力を注いでまいりたいと思つております。

○諫山委員 日本の年金制度が全体として非常に劣悪だ。他の発達した資本主義の国に比べてもお話にならないということはもうしばしば論議されておるわけですが、その中でも農林年金がとりわけ劣悪だということも、この委員会でも何回か取り上げられました。非常に遅いテンポではあります。給付が改善されつつある。私たちはこれは改善の速度が遅過ぎると思ふのです。しかし、それと対応して掛金の増額とか、いろいろ労働者の負担がふやされるということをみんな大変心配しております。ですから、恐らくきょうもこの附帯決議が決まると思ふから、この問題は真剣に取り組んで農林年金の改善のために努力していただくというのを要望して、質問を終わります。

○瀬野委員 農林年金の一部改正法律案について農林大臣に御質問いたします。

去る六月の十七日、十八日に当年金についてはいろいろ審議をして、大臣にも御答弁願つたわけですが、御承知のようにわが国の年金制度については、公的年金の基幹である厚生年金及び国民年金も財政再計算期に入り、本来であれば昭和五十三年度が再計算の時期であることは御承知のとおりでありまして、経済情勢の変動の激化で二年も待つては行かれないということ、繰り上げて五十一年にはわが国国民年金制度の総合的な見直しが行われるということになっております。農林省もこれに沿って、農林年金も当然ことしの三月末時点を中心として財源率の再計算をいたすことになつて、計算をしておられると思ふのであります。農林年金そのものの財政方式、それから掛金率、他共済制度の検討、こういったことが十分検討されて、本年度までに組まれた予算の概算の中にも盛り込まれて、抜本的な検討がされておると思ふのですけれども、これらについて農林省はどういうふうな検討され、五十一年度予算に反映しておられるか、その点明快に農林大臣からお答えいただきたいと思ふ。

○安倍国務大臣 農林年金制度につきましては、これまで他の共済制度におくれをとることなく所期の目的を達成するようその内容の改善、充実に努力をしてまいつたところでございますが、来年度の制度改正につきましては、いまもお話がございまして農林年金の財源率につきまして、現在、昭和四十九年度末の数値を基礎にして再計算を行つておるところでございます。農林年金の財政方式、掛金率、国庫補助のあり方等を総合的に再検討すると同時に、他の共済制度の制度改善の方向等も十分見きまわして、農林年金がその本来の目的である農林漁業団体の職員の福利厚生を図り、団体の事業の円滑な運営に資するように制度改善に取り組んでまいりたいと思ふのであります。

○瀬野委員 特に、農林年金では財源率の再計算、これが一番今回大きな問題である。と同時に、国庫補助の大幅な助成というものが問題でありますので、その点は大変も十分心しておられるようでありまして、来年度ひとつ反映されるように、さらに格段の努力をお願いしたいと思ふ。

もう一つお尋ねしたいことは、旧法年金については新法年金との均衡を配慮しながらその格差是正をするようにということを、先般来大臣にもお願いをしておつたわけですが、この点についてはどういうふうな検討、進捗の度合いを見ておられますか、あわせて御答弁いただきたい。

○吉岡(裕)政府委員 新法、旧法の間に格差があるというところは、いろいろ改善を図られてきておりますけれども事実でございます。私どもとしては、この問題については、共済制度共通の問題としてぜひ改善されるように最大限の努力を払つてまいりたいと思つております。

○瀬野委員 もう一点お伺いしますけれども、組合員の掛金負担の軽減を図るために、私学共済と同様に都道府県補助その他の公的な財政援助措置の導入の実現をやれということ、六月の十七日にも政府に強くお願いをしたわけですが、これについてはその後どういうふうな検討され、農林省としては着詰めておられるか、その点明らかにしていただきたい。

○吉岡(裕)政府委員 本件は来年度以降の制度問題とも絡みまして、基本的な国庫補助率なりあるいはその他の財源率の計算とも非常に関係のある話でございます。私どもとしては、都道府県関係を担当しております自治省等との非常に強い考え方はいろいろあるわけでございますが、今後予算の策定過程等を通じて、いろいろ自治省側に困難な問題があると思ふますが、農林省としてはぜひ積極的な話し合いをしていきたいというふうな思つておるわけでございます。

○瀬野委員 最後に一言お願いしておきますけれども、七十五国会で、六月十八日に九項目の決議をしておりますけれども、これについては本日さうに決議が行われる運びでございますが、この点については十分配慮して、農林団体職員が安心して今後仕事に励むことができるよう、今後の農林年金の大幅改善にさらに努力されるようお願いして質問を終わります。

○濫谷委員 稲富後人君。

○稲富委員 先刻農林大臣から慎重に御審議をという御希望がありましたけれども、私、四分間でございますので、慎重にやれませんが、はなは

だ失礼ですけども、簡単に要点だけお尋ねいたします。これは農林大臣の御趣旨には沿わないと思ひますけれども……。

ただ、私、申し上げたいと思ひますことは、せっかくこの農林年金ができました、厚生年金その他の年金制度との状態を見ますときに、農林年金が分離したということは、これは他の制度に劣らないような待遇をするということに主眼があったと思うのでございますが、事実はそういうことになっていないということは御承知のとおりでございます。これは御承知のとおり農林漁業団体の仕事に従事している人たちの給与の問題等が大きな影響をしていると思うのでありますが、これは何と申し上げても他の年金に劣らないような結果を得るようにすることが好ましいと思うのでございますが、これらに対してはどういう考えを持っておられるか、この点を承りたい。

○安倍国務大臣 農林年金制度につきましては歴史が浅いわけでございますが、しかしいまお話がございましたように、他の年金制度に劣らないようにするために、今日まで種々改善の努力をいたしておることは御承知のとおりでございますが、まだ依然としてその間に改めなければならぬ点があることも事実でございます。したがって、今回の法律改正もその一環でございますが、来年の予算等におきましても改善要求もいたしておるわけでございますし、今後とも逐次年を追って内容の改善に努めてまいりたい。何としても最近の農業の実情を考えますときに、この制度の充実というものは農業政策を進める場合に非常に大事な問題であるというふうに認識をいたしております。

○稲富委員 私もお尋ねいたしましたのは、将来の日本の農業というものを健全なものにしたいという立場から申し上げたのでありまして、どうしてもその指導的立場を持つておる各種の農業団体に所属する人たちが、自信を持つてその仕事に挺身し得るようになるためには、待遇の問題というものは当然欠くべからざるものである、かように考えます。そういう点からあるいは

掛金を少なくするとか、あるいはこれに対する助成方法を講ずるとか、こういう方面も当然考えてやるべきものであるというのを思ひますので、いま大臣もおっしゃったように、その点を十分考へてひとつ対処していただきたい。

さらに最後に一言申し上げておきたいことは、御承知のとおりこの年金制度は四十四年以来毎年、法の改定をなさつておるわけでありまして、こういうように毎年改定をするというふうなことをやらないで、やはり何かと基本的な考えを必要がありはしないか。この点は、こういうめんどうなことはやらないようにして、あるいはスライド制に持つてくるとか、何かそういう方途を講ずることが私は必要であると思うのでございますが、これに対する大臣の考えを承りたい。

○安倍国務大臣 いろいろな関係もございまして、なかなか一挙にというわけにはいかないわけでございますが、私たちも来年度の予算要求にも、補助率であるとか、あるいは財源調整費の問題であるとか、抜本的な内容を含んでこれを要求しておりますので、これが実現のためにひとつ最大の努力を続けたいと思ひます。

○稲富委員 それでは、はなはだ大臣の期待に沿わないで、慎重にやれませんでしたけれども、時間がありませんので、私の質問はこれで終わります。(拍手)

○澁谷委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○澁谷委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○澁谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

とおり可決いたしました。

○澁谷委員長 この際、本案に対し、芳賀貢君外四名から、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動機が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。芳賀貢君。○芳賀委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党を代表して、ただいま議決されました昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、農林年金制度の一層の発展充実に期するため、制度の見直しを行うとともに、財政基盤の弱い本制度の特殊性を考慮し、制度の健全な運営が図られるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、制度改善については、国家公務員共済組合等他制度との均衡ならびに低額年金受給者の多い本制度の特殊性を考慮しつつ、適切な措置を講ずること。

二、旧法年金については、新法年金との均衡に配慮し、その格差は正のための制度の改善に一層努力すること。

三、既裁定年金の改定については、これまでの公務員給与の引上げによる年金改定の実績にもかかわらず、自動スライド制の導入を図ること。

四、年金財政の健全化を図るため、給付に要する費用に対する国の補助率の百分の二十以上

への引上げ、財源調整費補助及び事務費の増額に努めること。

五、現行掛金率が高額に比して高い実態にあり、組合員の掛金負担の軽減を図るため、私学共済と同様に、都道府県補助その他の公的な財政援助措置の導入の実現に努めること。

六、賦課方式の採用を含め農林年金の財政方式のあり方について検討を加えること。

七、掛金の負担割合については、組合員の負担軽減の方向で改善措置を検討すること。

八、農林漁業団体職員の給与等その待遇改善について一層適切な指導を行うこと。

九、農業者年金制度についても早急に抜本的な検討を加え、その改善充実に努めること。

以上が附帯決議案の内容であります。

本附帯決議案は、さきの第七十五回国会における本案の委員会通過の際、全会一致をもって可決されたものと同一内容であり、その趣旨については委員各位のすでに御承知のところと思ひますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷委員長 以上で趣旨説明は終わりました。本動議に対して、別に発言もありませんので、直ちに採決いたします。

芳賀貢君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○澁谷委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。安倍農林大臣。

○安倍国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重し、今後検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○澁谷委員長 なお、ただいま議決されました本

案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○漁谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○漁谷委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の六の次に次の一条を加える。

（昭和五十年年度における旧法の規定による年金の額の改定）

第一条の七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に「・二九三」を乗じて得た額を平均標準給与の月額とみなして、旧法（附則第五条を除く。）の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「・二九三」を乗じて得た額」とあるのは、「当該年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日の前日又は当該年金に係る旧法第三十九条第一項の障害給付の請求の日の属する期間に係る別表第七の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が三十一万円を超えるときは、三十一万円とする。）」と読み替えるものとする。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間が二十年を超えるものに限る。次項及び第五項において同じ。）を受ける権利を有する者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける権利を有する七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、第一項又は前項の規定にかかわらず、その額を、これらの規定に準じて算定した額に、その算定した額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間のうち二十年を超える年数（二年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。次項において同じ。）一年につきこれらの規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一（遺族年金については、六百分の一）に相当する額の十二倍に相当する額を加算して得た額に改定する。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「遺族年金については、六百分の一」とあるのは、「遺族年金については、六百分の一（その超える年数のうち十年に達するまでの年数については、三百分の二）（遺族年金については、六百分の二）」とする。

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が七十歳に達したとき（遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第三項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第三項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第四項の規定に準じて算定した額に改定する。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

（昭和五十年年度における新法の規定による年金の額の改定）

第二条の十一 第二条の九第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額に「・二九三」を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超えるときは、三百七十二万円とする。）をそれぞれ平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「・二九三」とあるのは、「その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第七の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えるものとする。

3 昭和四十八年四月一日以後昭和四十九年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員

ものとする。

3 第一条の七第三項から第六項までの規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十二 第二条の十第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額に「・二九三」を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超えるときは、三百七十二万円とする。）をそれぞれ平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（昭和四十四年十一月から昭和四十五年三月までの新法の規定による年金に限る。）については、昭和五十一年一月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「・二九三」とあるのは、「その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第七の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えるものとする。

3 昭和四十八年四月一日以後昭和四十九年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員

又は昭和四十八年四月一日以後昭和四十九年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額（平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にあつては、これらの年額が、それぞれ、四十九年改正法第一條の規定による改正後の法第二十一條第一項及び第三項又は四十九年改正法第二條の規定による改正後の三十九年改正法附則第四條第五号の規定がその給付事由が生じた日に施行されてゐたとしたならばその年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額）に、二九三を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超えるときは、三百七十二万円とする。）をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一條の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三條の規定による改正後の四十九年改正法附則第三條の規定を適用して算定した額に改定する。

4 第一條の七第三項から第六項までの規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四條第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

5 第一條第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第三條の四の次に次の一條を加へる。
(昭和五十年七月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定)

第三條の五 前條第一項の規定は、昭和五十年七月三十一日以前に第一條第一項の資格の喪失をし、若しくは第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九條第一項若しくは新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金（以下「昭和五十年七月以前の年金」と総称する。）の改定について準用する。この場合において、前條第一項中「第一條の六、第二條の九又は第二條の十」とあるのは、「第一條の七、第二條の十一又は第二條の十二」と、「同年九月分以後」とあるのは、「昭和五十年八月分以後」と、「三十二万六千六百円」とあるのは、「四十二万二千円」と、「二十四万二千二百円」とあるのは、「三十一万五千円」と、「十六万八千円」とあるのは、「二十一万円」と、「十二万六千六百円」とあるのは、「十五万七千五百円」と、「八万四千円」とあるのは、「十萬五千円」と読み替へるものとする。

2 昭和五十年七月以前の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

第四條の二の次に次の一條を加へる。
(昭和五十年年度における通算退職年金の額の改定)

第四條の三 前條第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、第四條第一項及び第二項の

規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同條第一項第二号中「みなして」とあるのは、「みなして、四十九年改正法第一條の規定による改正後の法第二十一條第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一條第一項の資格の喪失の日施行されてゐたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額（その月額が、三十九年改正法附則第四條第六号の規定が当該資格の喪失の日施行されてゐたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額）を求め、その月額を基礎として」と、「第一條の五第一項」とあるのは、「第一條の七第一項」と、同條第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替へるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十年一月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「第一條の七第一項」とあるのは、「第一條の七第二項」と読み替へるものとする。

3 前條第二項又は第三項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、第四條第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同條第三項第二号中「第二條の七第一項又は第二條の八第一項若しくは第二項」とあるのは、「第二條の十一第一項又は第二條の十二第一項」と、同條第四項中「この場合において」とあるのは、「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替へるものとする。

4 前項の規定の適用を受ける通算退職年金（昭和四十五年三月三十一日以前に第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る年金に限る。）については、昭和五十一年一月分以後、その額を、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「第二條の十一第一項又は第二條の十二第一項」とあるのは、「第二條の十一第二項又は第二條の十二第二項」と読み替へるものとする。

5 昭和四十八年四月一日以後昭和四十九年三月三十一日以前に第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、第四條第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同條第三項第二号中「第二條の七第一項又は第二條の八第一項若しくは第二項」とあるのは、「第二條の十二第三項」と、同條第四項中「この場合において」とあるのは、「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替へるものとする。

6 第四條第五項の規定は、旧法第三十七條の二第六項又は四十九年改正法第一條の規定による改正前の法第三十七條の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金について準用する。

7 第一條第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第五條中「第二條の十」を「第二條の十二」に、「前二條」を「前三條」に、「一円未満」を「五十円未満」に、「その端数を」と「これを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に」に改める。

附則に次の二項を加へる。
16 附則第十四項の規定は、昭和五十年八月一

日以後に第二項第一の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金（次項において「昭和五十年八月以後の年金」と総称する。）の額について準用する。この場合において、附則第十四項中「三十二万六千六百円」とあるのは「四十二万円」と、「二十四万二千二百円」とあるのは「三十一万五千円」と、「十六万八千円」とあるのは「二十一万円」と、「十二万六千円」とあるのは「十五万七千五百円」と、読み替えるものとする。

17 昭和五十年八月以後の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日

の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第一条、第二条関係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第一条、第二条関係）」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第一条、第二条関係）」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第一条、第二条関係）」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五（第一条、第二条関係）」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六（第一条、第二条関係）」に改める。

別表第七（第一条の七、第二条の十一、第二条の十二関係）

期 間	区 分	率
昭和三十四年一月一日から昭和三十五年三月三十一日まで		一・三八一
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで		一・三五〇
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで		一・三四五
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで		一・三四一
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで		一・三三八
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで		一・三二九
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで		一・三三〇
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで		一・三二五
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで		一・三三八
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで		一・三二二
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで		一・三〇三

する。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給 与 月 額
第一級	五二、〇〇〇円	五四、〇〇〇円未満
第二級	五六、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上
第三級	六〇、〇〇〇円	六二、〇〇〇円未満
第四級	六四、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上
第五級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第六級	七二、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
第七級	七六、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
第八級	八〇、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上
第九級	八五、〇〇〇円	八七、五〇〇円未満
第十級	九〇、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上
第十一級	九五、〇〇〇円	九七、五〇〇円未満
第十二級	一〇〇、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上
第十三級	一〇五、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円未満
第十四級	一一〇、〇〇〇円	一一二、五〇〇円以上
第十五級	一一五、〇〇〇円	一二七、五〇〇円未満
第十六級	一二〇、〇〇〇円	一三二、五〇〇円以上
第十七級	一二五、〇〇〇円	一三七、五〇〇円未満
第十八級	一三〇、〇〇〇円	一四二、五〇〇円以上
第十九級	一三五、〇〇〇円	一四七、五〇〇円未満
第二十級	一四〇、〇〇〇円	一五二、五〇〇円以上
第二十一級	一四五、〇〇〇円	一五七、五〇〇円未満
第二十二級	一五〇、〇〇〇円	一六二、五〇〇円以上
第二十三級	一五五、〇〇〇円	一六七、五〇〇円未満
第二十四級	一六〇、〇〇〇円	一七二、五〇〇円以上
第二十五級	一六五、〇〇〇円	一七七、五〇〇円未満
第二十六級	一七〇、〇〇〇円	一八二、五〇〇円以上
第二十七級	一七五、〇〇〇円	一八七、五〇〇円未満
第二十八級	一八〇、〇〇〇円	一九二、五〇〇円以上
第二十九級	一八五、〇〇〇円	一九七、五〇〇円未満
第三十級	一九〇、〇〇〇円	二〇二、五〇〇円以上
第三十一級	一九五、〇〇〇円	二〇七、五〇〇円未満
第三十二級	二〇〇、〇〇〇円	二一二、五〇〇円以上
第三十三級	二〇五、〇〇〇円	二一七、五〇〇円未満
第三十四級	二一〇、〇〇〇円	二二二、五〇〇円以上
第三十五級	二一五、〇〇〇円	二二七、五〇〇円未満
第三十六級	二二〇、〇〇〇円	二三二、五〇〇円以上
第三十七級	二二五、〇〇〇円	二三七、五〇〇円未満
第三十八級	二三〇、〇〇〇円	二四二、五〇〇円以上
第三十九級	二三五、〇〇〇円	二四七、五〇〇円未満
第四十級	二四〇、〇〇〇円	二五二、五〇〇円以上
第四十一級	二四五、〇〇〇円	二五七、五〇〇円未満
第四十二級	二五〇、〇〇〇円	二六二、五〇〇円以上
第四十三級	二五五、〇〇〇円	二六七、五〇〇円未満
第四十四級	二六〇、〇〇〇円	二七二、五〇〇円以上
第四十五級	二六五、〇〇〇円	二七七、五〇〇円未満
第四十六級	二七〇、〇〇〇円	二八二、五〇〇円以上
第四十七級	二七五、〇〇〇円	二八七、五〇〇円未満
第四十八級	二八〇、〇〇〇円	二九二、五〇〇円以上
第四十九級	二八五、〇〇〇円	二九七、五〇〇円未満
第五十級	二九〇、〇〇〇円	三〇二、五〇〇円以上
第五十一級	二九五、〇〇〇円	三〇七、五〇〇円未満
第五十二級	三〇〇、〇〇〇円	三一二、五〇〇円以上
第五十三級	三〇五、〇〇〇円	三一七、五〇〇円未満
第五十四級	三一〇、〇〇〇円	三二二、五〇〇円以上
第五十五級	三一五、〇〇〇円	三二七、五〇〇円未満
第五十六級	三二〇、〇〇〇円	三三二、五〇〇円以上
第五十七級	三二五、〇〇〇円	三三七、五〇〇円未満
第五十八級	三三〇、〇〇〇円	三四二、五〇〇円以上
第五十九級	三三五、〇〇〇円	三四七、五〇〇円未満
第六十級	三四〇、〇〇〇円	三五二、五〇〇円以上
第六十一級	三四五、〇〇〇円	三五七、五〇〇円未満
第六十二級	三五〇、〇〇〇円	三六二、五〇〇円以上
第六十三級	三五五、〇〇〇円	三六七、五〇〇円未満
第六十四級	三六〇、〇〇〇円	三七二、五〇〇円以上
第六十五級	三六五、〇〇〇円	三七七、五〇〇円未満
第六十六級	三七〇、〇〇〇円	三八二、五〇〇円以上
第六十七級	三七五、〇〇〇円	三八七、五〇〇円未満
第六十八級	三八〇、〇〇〇円	三九二、五〇〇円以上
第六十九級	三八五、〇〇〇円	三九七、五〇〇円未満
第七十級	三九〇、〇〇〇円	四〇二、五〇〇円以上
第七十一級	三九五、〇〇〇円	四〇七、五〇〇円未満
第七十二級	四〇〇、〇〇〇円	四一二、五〇〇円以上
第七十三級	四〇五、〇〇〇円	四一七、五〇〇円未満
第七十四級	四一〇、〇〇〇円	四二二、五〇〇円以上
第七十五級	四一五、〇〇〇円	四二七、五〇〇円未満
第七十六級	四二〇、〇〇〇円	四三二、五〇〇円以上
第七十七級	四二五、〇〇〇円	四三七、五〇〇円未満
第七十八級	四三〇、〇〇〇円	四四二、五〇〇円以上
第七十九級	四三五、〇〇〇円	四四七、五〇〇円未満
第八十級	四四〇、〇〇〇円	四五二、五〇〇円以上
第八十一級	四四五、〇〇〇円	四五七、五〇〇円未満
第八十二級	四五〇、〇〇〇円	四六二、五〇〇円以上
第八十三級	四五五、〇〇〇円	四六七、五〇〇円未満
第八十四級	四六〇、〇〇〇円	四七二、五〇〇円以上
第八十五級	四六五、〇〇〇円	四七七、五〇〇円未満
第八十六級	四七〇、〇〇〇円	四八二、五〇〇円以上
第八十七級	四七五、〇〇〇円	四八七、五〇〇円未満
第八十八級	四八〇、〇〇〇円	四九二、五〇〇円以上
第八十九級	四八五、〇〇〇円	四九七、五〇〇円未満
第九十級	四九〇、〇〇〇円	五〇二、五〇〇円以上
第九十一級	四九五、〇〇〇円	五〇七、五〇〇円未満
第九十二級	五〇〇、〇〇〇円	五一二、五〇〇円以上
第九十三級	五〇五、〇〇〇円	五一七、五〇〇円未満
第九十四級	五一〇、〇〇〇円	五二二、五〇〇円以上
第九十五級	五一五、〇〇〇円	五二七、五〇〇円未満
第九十六級	五二〇、〇〇〇円	五三二、五〇〇円以上
第九十七級	五二五、〇〇〇円	五三七、五〇〇円未満
第九十八級	五三〇、〇〇〇円	五四二、五〇〇円以上
第九十九級	五三五、〇〇〇円	五四七、五〇〇円未満
第一百級	五四〇、〇〇〇円	五五二、五〇〇円以上
第一百零一级	五四五、〇〇〇円	五五七、五〇〇円未満
第一百零二级	五五〇、〇〇〇円	五六二、五〇〇円以上
第一百零三级	五五五、〇〇〇円	五六七、五〇〇円未満
第一百零四级	五六〇、〇〇〇円	五七二、五〇〇円以上
第一百零五级	五六五、〇〇〇円	五七七、五〇〇円未満
第一百零六级	五七〇、〇〇〇円	五八二、五〇〇円以上
第一百零七級	五七五、〇〇〇円	五八七、五〇〇円未満
第一百零八級	五八〇、〇〇〇円	五九二、五〇〇円以上
第一百零九級	五八五、〇〇〇円	五九七、五〇〇円未満
第一百一十級	五九〇、〇〇〇円	六〇二、五〇〇円以上
第一百一十一級	五九五、〇〇〇円	六〇七、五〇〇円未満
第一百一十二級	六〇〇、〇〇〇円	六一二、五〇〇円以上
第一百一十三級	六〇五、〇〇〇円	六一七、五〇〇円未満
第一百一十四級	六一〇、〇〇〇円	六二二、五〇〇円以上
第一百一十五級	六一五、〇〇〇円	六二七、五〇〇円未満
第一百一十六級	六二〇、〇〇〇円	六三二、五〇〇円以上
第一百一十七級	六二五、〇〇〇円	六三七、五〇〇円未満
第一百一十八級	六三〇、〇〇〇円	六四二、五〇〇円以上
第一百一十九級	六三五、〇〇〇円	六四七、五〇〇円未満
第一百二十級	六四〇、〇〇〇円	六五二、五〇〇円以上
第一百二十一级	六四五、〇〇〇円	六五七、五〇〇円未満
第一百二十二級	六五〇、〇〇〇円	六六二、五〇〇円以上
第一百二十三級	六五五、〇〇〇円	六六七、五〇〇円未満
第一百二十四級	六六〇、〇〇〇円	六七二、五〇〇円以上
第一百二十五級	六六五、〇〇〇円	六七七、五〇〇円未満
第一百二十六級	六七〇、〇〇〇円	六八二、五〇〇円以上
第一百二十七級	六七五、〇〇〇円	六八七、五〇〇円未満
第一百二十八級	六八〇、〇〇〇円	六九二、五〇〇円以上
第一百二十九級	六八五、〇〇〇円	六九七、五〇〇円未満
第一百三十級	六九〇、〇〇〇円	七〇二、五〇〇円以上
第一百三十一級	六九五、〇〇〇円	七〇七、五〇〇円未満
第一百三十二級	七〇〇、〇〇〇円	七一二、五〇〇円以上
第一百三十三級	七〇五、〇〇〇円	七一七、五〇〇円未満
第一百三十四級	七一〇、〇〇〇円	七二二、五〇〇円以上
第一百三十五級	七一五、〇〇〇円	七二七、五〇〇円未満
第一百三十六級	七二〇、〇〇〇円	七三二、五〇〇円以上
第一百三十七級	七二五、〇〇〇円	七三七、五〇〇円未満
第一百三十八級	七三〇、〇〇〇円	七四二、五〇〇円以上
第一百三十九級	七三五、〇〇〇円	七四七、五〇〇円未満
第一百四十級	七四〇、〇〇〇円	七五二、五〇〇円以上
第一百四十一級	七四五、〇〇〇円	七五七、五〇〇円未満
第一百四十二級	七五〇、〇〇〇円	七六二、五〇〇円以上
第一百四十三級	七五五、〇〇〇円	七六七、五〇〇円未満
第一百四十四級	七六〇、〇〇〇円	七七二、五〇〇円以上
第一百四十五級	七六五、〇〇〇円	七七七、五〇〇円未満
第一百四十六級	七七〇、〇〇〇円	七八二、五〇〇円以上
第一百四十七級	七七五、〇〇〇円	七八七、五〇〇円未満
第一百四十八級	七八〇、〇〇〇円	七九二、五〇〇円以上
第一百四十九級	七八五、〇〇〇円	七九七、五〇〇円未満
第一百五十級	七八五、〇〇〇円以上	八〇二、五〇〇円以上

第三十七条の二第五項中「額とする。」の下に「のうちに同条第二号に係る額を、乗じて得た額」の下に「と当該改定前の減額退職年金の

額のうち同条第一号に係る額との合算額」を加える。

第四十二条の次に次の一条を加える。

第四十二條の二 障害年金を受ける権利を有する者が別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第四十四條第一項中「ときは」を「場合において、その該当しなくなつた日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第十号中「二百九十四万円」を「三百七十二万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第六條第一項第二号中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同条第三項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)」とする。

附則第六條に次の一項を加える。

6 第三項又は前項の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する者が八十歳に達した場合においては、第三項及び第四項の規定の例により算定した額を第一項に規定する合算額として当該退職年金の額を改定する。この場合において、同項ただし書の規定を準用する。附則第七條第四項中「及び第四項」を「から第六項まで」に改め、同条第五項中「若しくは

第四項」を「から第六項まで」に改め、同条第六項中「第一条の六」を「第一条の七」に改める。

附則第十二條第三項第一号中「三十二万六千六百円」を「四十二万円」に改め、同項第二号中「二十四万二千二百円」を「三十一万五千円」に改め、同項第三号中「十六万八千八百円」を「二十一万円」に改める。

附則第十三條第一項第二号中「こえる」を「超える」に改め、「切り捨てた年数」の下に「第四項において同じ。」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における同項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第一項第一号中「仮定年額の九十分の一」とあるのは、「仮定年額に九十分の一と三分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)」とを合算した率を乗じて得た額」とする。

附則第十三條に次の二項を加える。

5 第一項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が七十歳に達した場合においては、その者を第三項の規定に該当する者となし、当該障害年金の額を改定する。

6 前項の規定は、第三項又は前項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が八十歳に達した場合に準用する。この場合において、同項中「第三項」とあるのは、「第四項」と読み替へるものとする。

附則第十五條第二項中「第六項」を「第八項」に改め、同項第四号中「こえる」を「超える」に改め、「切り捨てた年数」の下に「第五項において同じ。」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 第二項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における同項の規定の適用については、

前項の規定にかかわらず、第二項第三号中「仮定年額の九十分の一」とあるのは、「仮定年額に九十分の一と三分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)」とを合算した率を乗じて得た額」とする。

附則第十五條中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 第二項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が七十歳に達した場合においては、その者を第四項の規定に該当する者となし、当該障害年金の額を改定する。

7 前項の規定は、第四項又は前項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が八十歳に達した場合に準用する。この場合において、同項中「第四項」とあるのは、「第五項」と読み替へるものとする。

附則第十六條第三項を次のように改める。

3 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)」とする。

附則第十六條第五項から第七項までを次のように改め、同条第八項を削る。

5 第二項又は前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が八十歳に達した場合においては、第二項及び第三項の規定の例により算定した額を第一項に規定する合算額として当該遺族年金の額を改定する。

7 更新組合員に係る四十九年改正後の法第四十六條第一項第二号又は新法第四十六條第一項第三号に規定する額は、これらの規定にかかわらず、附則第六條第一項及び第二項並びに第二項から前項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額とする。

(通算年金通則法の一部改正)
第四條 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(農林漁業団体職員共済組合の組合員に関する経過措置)
第十四條 農林漁業団体職員共済組合法第一条第二項に規定する法人の職員で同法附則第六條の二第一項に規定する適用日に農林漁業団体職員共済組合の組合員となつたもの及び同法附則第六條の四第一項に規定する農林中央金庫等の職員で昭和四十九年十月一日に当該組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間で、同法附則第六條の二第一項又は第六條の四第一項の規定により当該組合員であつた期間とみなされ、同法第三十八條の規定による退職一時金の基礎となるべきものは、附則第二条第二項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律附則第十六項及び第十七項の規定、第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十條第一項の規定並びに第四条の規定による改正後の通算年金通則法附則第十四條の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員であつた者の昭和五十年八月から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与のうち、その月額が四万八千円以下である標準給与又は二十万三千元以上である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が二十万三千元未満であるもの及び二十万七千五百円以上二十万四千円未満であるものを除く。)は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十一年九月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

第三条 前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十年八月分以後の掛金について行ふものとし、同年七月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(廃疾の程度が変わつた場合の障害年金の停止等に関する経過措置)

第四条 改正後の法第四十二条の二及び第四十四条第一項の規定は、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。)による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の規定による障害年金を受ける権利を有する者が施行日以後に農林漁業団体職員共済組合法別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつた場合について適用する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第六条第一項及び第三項から第六項まで、第七条第四項から第六項まで、第十二条第三項、第十三条第一項及び第四項から第六項ま

で、第十五条第二項及び第五項から第九項まで並びに第十六条第三項及び第五項から第七項までの規定は、昭和四十九年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、昭和五十年八月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の給付及び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

理由

農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定及び年金の最低保障額の引上げ並びに標準給与の月額の上上限の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年十一月十三日印刷

昭和五十年十一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局